

2015年目標

年内完結・年内上級講義・速修コース

第1回体験講義用
テキスト

基本テキスト

所得税法

INCOME TAX



TEXT 1

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結・速修 P 1～26

年内上級講義 P 1～78

所得税法年内完結・速修コース基本テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	テ ー マ	基本 テキスト	ト レ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー	個別 計算 問題 集 「TAC出版」
第 1 回	所得税の学習にあたって 所得税の計算体系	P. 1 ゝ P. 26	P. 1 ゝ P. 5	/	/	/
第 2 回	各種所得の金額の計算	P. 27 ゝ P. 55	P. 6 ゝ P. 12	1-1 ゝ 7-11	2-1 ゝ 2-5	/
第 3 回	各種所得の金額の計算	P. 56 ゝ P. 78	P. 13 ゝ P. 20	8-1 ゝ 10-19	2-1 ゝ 2-6	/
第 4 回	青色申告等 課税標準の計算	P. 79 ゝ P. 107	P. 21 ゝ P. 24	11-1 ゝ 11-12	5-1 5-2 9-8 9-10	第13章
第 5 回	課税標準の計算 課税所得金額の計算	P. 108 ゝ P. 135	P. 25 ゝ P. 34	11-14 ゝ 11-22 12-1 ゝ 12-11	5-3 5-4 6-1 ゝ 6-3	第13章 第14章
第 6 回	課税所得金額の計算	P. 136 ゝ P. 167	P. 34 ゝ P. 42	12-13 ゝ 12-33	6-1 6-4 ゝ 6-6	第14章
第 7 回	課税所得金額の計算 納付税額の計算 確定申告等 所得計算の通則	P. 168 ゝ P. 193	P. 43 ゝ P. 48	12-24 12-25 13-1 ゝ 13-29	3-1 6-1 7-2	第14章 第15章 第16章
第 8 回	N0. 1 総まとめ講義	/	/	/	/	/
第 9 回	実力テスト（通信添削問題）	/	/	/	/	/

所得税法年内上級講義コース基本テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	テ ー マ	基本 テキスト	ト レ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー	個 別 計 算 問 題 集 「TAC出版」
第 1 回	所得税の学習にあたって 所得税の計算体系 各種所得の金額の計算	P. 1 ゝ P. 78	P. 1 ゝ P. 20	1-1 ゝ 10-19	2-1 ゝ 2-6	
第 2 回	青色申告等 課税標準の計算 課税所得金額の計算	P. 79 ゝ P. 129	P. 22 ゝ P. 32	11-1 ゝ 11-23 12-1 ゝ 12-5	5-1 ゝ 5-4 6-1 ゝ 6-2 9-8 9-10	第13章 第14章
第 3 回	課税所得金額の計算	P. 130 ゝ P. 167	P. 33 ゝ P. 40	12-6 ゝ 12-33	6-1 ゝ 6-6	第14章
第 4 回	課税所得金額の計算 納付税額の計算 確定申告等 所得計算の通則	P. 168 ゝ P. 193	P. 40 ゝ P. 48	12-24 12-25 13-1 ゝ 13-29	3-1 6-1 7-2	第14章 第15章 第16章

◆ 年内上級講義コース（全32回）の学習内容

回数	通算	学 習 テ ー マ	回数	通算	学 習 テ ー マ
1-1	1	計算体系（各種所得の金額）	3-6	17	譲渡所得（借地権等の特例）
1-2	2	計算体系（課税標準等）	3-7	18	譲渡所得（無償等の特例）
1-3	3	計算体系（所得控除）	4-1	19	譲渡所得の課税の特例
1-4	4	計算体系（納付税額等）等	4-2	20	譲渡所得の課税の特例
2-1	5	事業所得等（収入金額等）	4-3	21	譲渡所得の課税の特例
2-2	6	事業所得等（売上原価等）	4-4	22	株式等の譲渡
2-3	7	事業所得等（減価償却）	4-5	23	株式等の譲渡
2-4	8	実力テスト	4-6	24	実力テスト
2-5	9	事業所得等（繰延資産等）	4-7	25	一時所得
2-6	10	事業所得等（資産損失等）	4-8	26	雑所得
2-7	11	事業所得等（親族が受ける対価）	5-1	27	課税標準・平均課税
3-1	12	不動産所得	5-2	28	税額控除等
3-2	13	利子所得・配当所得等	5-3	29	納税義務者等
3-3	14	給与所得・退職所得	5-4	30	特殊論点・手続理論
3-4	15	山林所得・譲渡所得	5-5	31	手続理論
3-5	16	実力テスト	5-6	32	実力テスト

学習章	テ　　マ	テ　キ　ス　ト			
		基　　礎		応　　用	
第1章	所得税の概要（所得控除含む）	●	NO. 1		
第2章	利子所得	●	NO. 3		
第3章	配当所得	●	NO. 3		
第4章	不動産所得	●	NO. 3		
第5章	事業所得	●	NO. 2		
第6章	給与所得	●	NO. 3		
第7章	退職所得	●	NO. 3		
第8章	山林所得	●	NO. 3		
第9～11章	譲渡所得	●	NO. 3	●	NO. 4
第12章	一時所得	●	NO. 4		
第13章	雑所得等	●	NO. 4		
第14章	課税標準			●	NO. 5
第15章	納付税額	● ●	NO. 3 NO. 5		
第16章	特殊論点			●	NO. 5
第17章	総則等			●	NO. 5
第18章	手続等			●	NO. 5

(注) は基本テキストの収録部分を示す。

凡 例

(1) 教材中に引用する法令については、下記の略称を使用する。

法	……………	所得税法
令	……………	所得税法施行令
規	……………	所得税法施行規則
措 法	……………	租税特別措置法
措 令	……………	租税特別措置法施行令
措 規	……………	租税特別措置法施行規則
国通法	……………	国税通則法
復興財法	……………	復興財源確保法
基 通	……………	所得税基本通達
個 通	……………	個別通達
措 通	……………	租税特別措置法関係通達
災免法	……………	災害減免法
災免令	……………	災害減免法施行令
耐省令	……………	耐用年数省令
耐 通	……………	耐用年数通達

引 用 例

法30③一	……………	所得税法第30条第3項第一号
基通2－1	……………	所得税基本通達2－1

(注) 平成26年8月1日現在の法令通達による。

基本的法律用語

(1)「みなす」と「推定する」

「みなす」 → ある事物と性質が異なる事物を、法律関係では同一視することをいう。

なお、反証は認められない。

「推定する」 → ある事物と同一であるか異質であるかは、不明な他の事物を一応法律上同一視することをいう。

したがって、反証があれば、同一視する法律効果は生じないこととなる。

「みなす」 → その超える部分の金額は、剰余金の配当等とみなす。(法25①)

「推定する」 → 借地権等の設定の対価の額が、地代年額の20倍以下である場合には、譲渡行為に該当しないものと推定する。(令79③)

(2)「以上」、「以下」、「超」、「未満」

「以上」、「以下」	基準点になる数量等を含む。
「超」、「未満」	基準点になる数量等を含まない。

「以上」 → 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。(法2①三十四の四)

「超」 → 譲渡とみなされる行為は、建物等の所有を目的とする借地権等の設定のうち、その対価の額が土地の価額の10分の5相当額を超えるものとする。(令79①)

(3)「以前」、「前」、「以後」、「後」

「以前」、「以後」	基準点になる時点を含む。
「前」、「後」	基準点になる時点を含まない。

1月1日前 > 1月1日以後
12月31日以前

1月1日以前 < 1月1日後
1月2日以後

その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日までに、申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。(法144)

(4)「又は」と「若しくは」 … 選択的接続詞

大きな選択的連結に「又は」を用い、小さな選択的連結に「若しくは」を用いる。

居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、～。(法62①)

(5)「及び」と「並びに」 … 併合的接続詞

大きな併合的連結に「並びに」を用い、小さな併合的連結に「及び」を用いる。

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配（以下「利子等」という。）に係る所得をいう。（法23①）

(6)「その他の」、「その他」

A その他の B → AはBの1つの例示

∴ AはBに含まれている。

A その他 B → AはBに含まれていない。

その他の

その他

A
B

A
B

「その他の」 → 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業 その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得をいう。（法27①）

「その他」 → 有価証券とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券 その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。（法2①十七）

(7)「場合」、「とき」、「時」

前提条件が2つあるときにおいて、大きな前提条件には「場合」を用い、小さな前提条件には「とき」を用いる。なお、「時」は時間的な表現である。

「場合」 → 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、
「とき」 → ～の計算上生じた損失の金額があるときは～。（法69②）

「時」 → ～当該利益を享受する時における価額とする。（法36②）

(8)「者」、「物」、「もの」

「者」 → 人格をもつ自然人及び法人を示す。

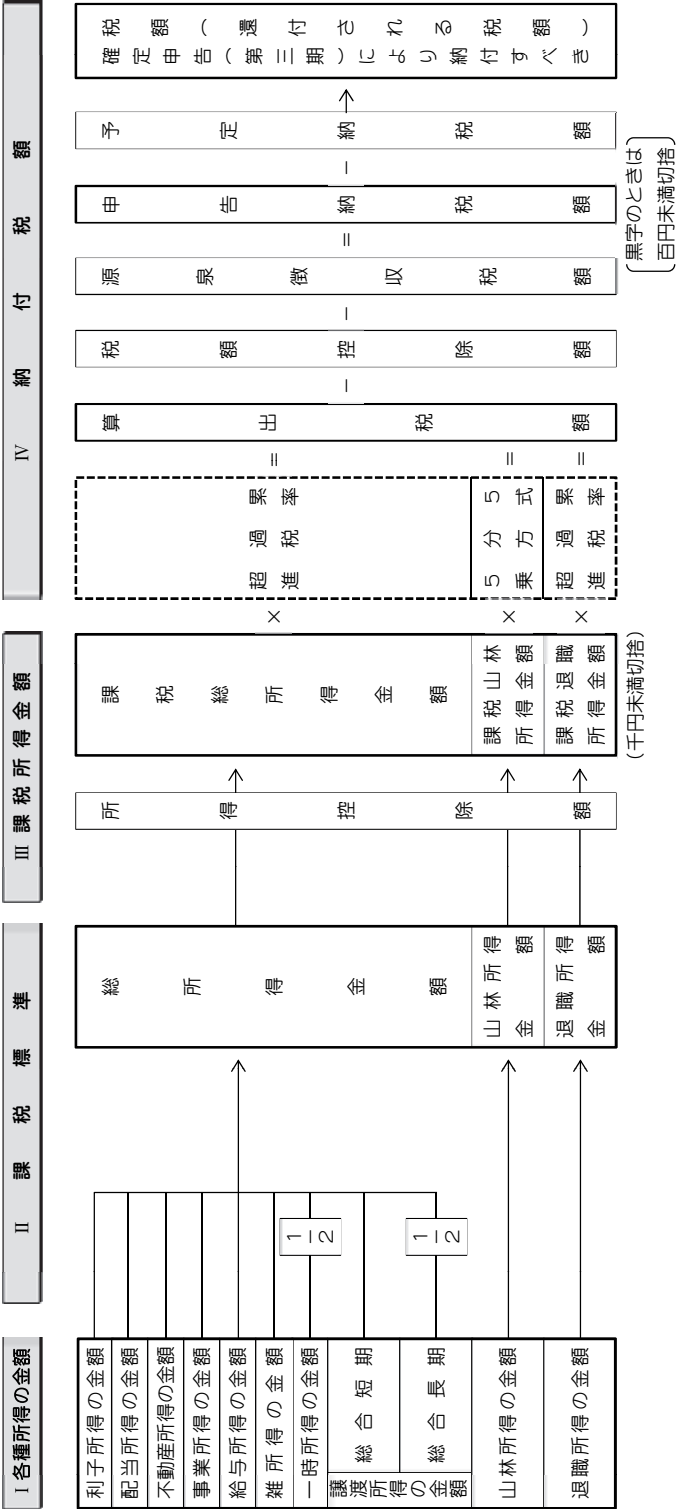
「物」 → 人格者以外の有体物を示す。

「もの」 → ① 「者」又は「物」にはあたらない抽象的なものを示す。
② 代名詞として前の言葉を受ける使い方。

「者」 → 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする
「もの」 → もののうち合計所得金額が38万円以下である者をいう。（法2①三十三）

「物」 → ～その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利～）とする。
（法36①）

所得税額の計算体系表（第1回用）



↑ 10種類の各種所得に区分して、所得計算をする。

↑ 山林所得と退職所得以外を総合する。その際、一時所得と総合長期譲渡所得は2分の1する。

↑ 課税標準から所得控除額を控除する。（個人的事情を考慮）

↑ 課税所得金額に税率を乗じて税額を計算し、その金額から税額控除額などを控除して、納付税額を計算する。

所得税額の計算体系表

…租税特別措置法の規定

[illegible]

TAC方式 所得税法の各テーマの学習内容

第1章 所得税の概要

テーマ1 所得税の学習にあたって

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
1-1	学習範囲及び他の法律との関係	No. 1 第1回	No. 1 第1回
1-2	所得税の納税義務者	No. 1 第1回	No. 1 第1回

テーマ2 所得税の計算体系

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
2-1	所得税の計算体系	No. 1 第1回	No. 1 第1回
2-2	第1段階 各種所得の金額	No. 1 第1回	No. 1 第1回
2-3	第2段階 課税標準	No. 1 第1回	No. 1 第1回
2-4	第3段階 課税所得金額	No. 1 第1回	No. 1 第1回
2-5	第4段階 納付税額	No. 1 第1回	No. 1 第1回

テーマ3 各種所得の金額の計算

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
3-1	利子所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-2	配当所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-3	不動産所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-4	事業所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-5	給与所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-6	退職所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-7	山林所得	No. 1 第2回	No. 1 第1回
3-8	譲渡所得	No. 1 第3回	No. 1 第1回
3-9	一時所得	No. 1 第3回	No. 1 第1回
3-10	雑所得	No. 1 第3回	No. 1 第1回

テーマ4 青色申告等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
4-1	事業と業務	No. 1 第4回	No. 1 第2回
4-2	青色申告制度	No. 1 第4回	No. 1 第2回
4-3	青色申告特別控除	No. 1 第4回	No. 1 第2回

テーマ5 課税標準の計算

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
5-1	課税標準の計算	No. 1 第4回	No. 1 第2回
5-2	損益通算	No. 1 第4回	No. 1 第2回
5-3	純損失の繰越控除	No. 1 第5回	No. 1 第2回
5-4	雑損失の繰越控除	No. 1 第5回	No. 1 第2回

テーマ6 課税所得金額の計算

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
6-1	課税所得金額の計算	No. 1 第5回	No. 1 第2回
6-2	雑損控除	No. 1 第5回	No. 1 第2回
6-3	雑損控除の足切限度額の特例	No. 1 第5回	No. 1 第2回
6-4	医療費控除	No. 1 第5回	No. 1 第3回
6-5	社会保険料控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-6	小規模企業共済等掛金控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-7	生命保険料控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-8	地震保険料控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-9	寄附金控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-10	配偶者控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-11	配偶者特別控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-12	扶養控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-13	障害者控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-14	基礎控除	No. 1 第6回	No. 1 第3回
6-15	寡婦（寡夫）控除	No. 1 第7回	No. 1 第4回
6-16	勤労学生控除	No. 1 第7回	No. 1 第4回
6-17	人的控除の判定の時期等	No. 1 第7回	No. 1 第4回

テーマ7 納付税額の計算

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
7-1	納付税額の計算（税額計算を含む）	No. 1 第7回	No. 1 第4回
7-2	税額控除（配当控除の基礎）	No. 1 第7回	No. 1 第4回

テーマ8 確定申告等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
8-1	確定申告等の概要	No. 1 第7回	No. 1 第4回

テーマ9 所得計算の通則

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
9-1	収入金額の通則	No. 1 第7回	No. 1 第4回
9-2	必要経費の通則	No. 1 第7回	No. 1 第4回

第2章 利子所得

テーマ10 利子所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
10-1	利子所得の意義	No. 3 第2回	No. 3 第2回
10-2	非課税	No. 3 第2回	No. 3 第2回
10-3	計算体系及び課税方法	No. 3 第2回	No. 3 第2回
10-4	外国公社債等の利子	No. 3 第3回	No. 3 第2回

第3章 配当所得

テーマ11 配当所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
11-1	配当所得の意義	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-2	非課税	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-3	計算体系及び課税方法	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-4	申告不要制度	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-5	申告分離課税制度	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-6	負債の利子	No. 3 第2回	No. 3 第2回
11-7	外国株式の配当	No. 3 第3回	No. 3 第2回

第4章 不動産所得

テーマ12 不動産所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
12-1	不動産所得の意義等	No.3第1回	No.3第1回
12-2	収入計上時期	No.3第1回	No.3第1回
12-3	係争等があった場合の計上時期	No.3第1回	No.3第1回
12-4	不動産所得の必要経費	No.3第1回	No.3第1回
12-5	定期借地権の設定	No.3第1回	No.3第1回
12-6	業務用固定資産等の損失	No.3第1回	No.3第1回
12-7	未収家賃等の貸倒損失	No.3第1回	No.3第1回
12-8	損益通算の特例	No.3第1回	No.3第1回

第5章 事業所得等

テーマ13 事業所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
13-1	事業所得の意義等	No.2第1回	No.2第1回

テーマ14 収入金額の別段の定め

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
14-1	棚卸資産の家事消費	No.2第1回	No.2第1回
14-2	棚卸資産の贈与、低額譲渡	No.2第1回	No.2第1回
14-3	国庫補助金等の総収入金額不算入	No.2第1回	No.2第1回

テーマ15 帰属時期の原則と特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
15-1	帰属時期の原則	No.2第1回	No.2第1回
15-2	延払基準	No.2第1回	No.2第1回
15-3	工事進行基準	No.2第1回	No.2第1回

テーマ16 諸通達

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
16-1	諸通達	No.2第2回	No.2第2回

テーマ17 家事関連費等の必要経費不算入

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
17-1	必要経費不算入	No.2第2回	No.2第2回
17-2	家事関連費	No.2第2回	No.2第2回
17-3	利子税	No.2第2回	No.2第2回
17-4	損害賠償金	No.2第2回	No.2第2回

テーマ18 売上原価

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
18-1	売上原価の計算方法等	No.2第3回	No.2第2回
18-2	評価方法の選定手続と変更手続	No.2第3回	No.2第2回
18-3	評価替えの特例	No.2第3回	No.2第2回

テーマ19 減価償却費

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
19-1	償却方法の選定手続と変更手続	No.2第3回	No.2第3回
19-2	減価償却資産の取得価額	No.2第3回	No.2第3回
19-3	平成19年3月31日以前取得資産	No.2第3回	No.2第3回
19-4	償却可能限度額等	No.2第3回	No.2第3回
19-5	平成19年4月1日以後取得資産	No.2第3回	No.2第3回
19-6	少額減価償却資産等	No.2第3回	No.2第3回
19-7	非業務用資産を業務の用に供した場合	No.2第3回	No.2第3回
19-8	償却方法の変更	No.2第4回	No.2第3回
19-9	資本的支出と修繕費	No.2第4回	No.2第3回
19-10	中古資産	No.2第4回	No.2第3回
19-11	広告宣伝用資産	No.2第4回	No.2第3回
19-12	借入金利子その他の事項	No.2第4回	No.2第3回
19-13	中小企業者の機械等の特別償却	No.2第4回	No.2第3回

テーマ20 リース取引

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
20-1	リース取引の取扱い	No.2第4回	No.2第5回

テーマ21 借地権償却

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
21-1	借地権の設定と契約の更新	No.2第4回	No.2第5回

テーマ22 繰延資産の償却

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
22－1	会計上の繰延資産	No.2第5回	No.2第5回
22－2	税法独自の繰延資産	No.2第5回	No.2第5回
22－3	税法独自の繰延資産の償却期間	No.2第5回	No.2第5回
22－4	分割払いの繰延資産	No.2第5回	No.2第5回

テーマ23 資産損失

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
23－1	棚卸資産	No.2第5回	No.2第5回
23－2	事業用固定資産等	No.2第5回	No.2第6回
23－3	原状回復費用を支出した場合	No.2第5回	No.2第6回
23－4	減価償却費の計算	No.2第5回	No.2第6回
23－5	貸倒損失	No.2第6回	No.2第6回

テーマ24 貸倒引当金

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
24－1	個別評価貸倒引当金	No.2第6回	No.2第6回
24－2	一括評価貸倒引当金	No.2第6回	No.2第7回

テーマ25 同一生計親族が事業から受ける対価

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
25－1	原 則	No.2第7回	No.2第7回
25－2	青色事業専従者給与	No.2第7回	No.2第7回
25－3	事業専従者控除	No.2第7回	No.2第7回
25－4	専ら従事するかどうかの判定	No.2第7回	No.2第7回
25－5	所得控除との関係	No.2第7回	No.2第7回

テーマ26 消費税

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
26－1	消費税の概要	No.2第7回	No.2第7回
26－2	税込経理方式の場合	No.2第7回	No.2第7回
26－3	税抜経理方式の場合	No.2第7回	No.2第7回
26－4	控除対象外消費税額等	No.2第7回	No.2第7回
26－5	その他の論点	No.2第7回	No.2第7回

第6章 給与所得

テーマ27 給与所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
27-1	給与所得の意義等	No.3第3回	No.3第3回
27-2	非課税（所得税法関係）	No.3第3回	No.3第3回
27-3	非課税（措置法関係）	No.3第3回	No.3第3回
27-4	源泉徴収	No.3第3回	No.3第3回
27-5	給与所得に係る諸通達	No.3第3回	No.3第3回
27-6	特定支出控除の特例	No.3第3回	No.3第3回

第7章 退職所得

テーマ28 退職所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
28-1	退職所得の意義等	No.3第4回	No.3第3回
28-2	源泉徴収	No.3第4回	No.3第3回
28-3	勤続年数の計算	No.3第4回	No.3第3回
28-4	退職所得控除額の特例	No.3第4回	No.3第4回

第8章 山林所得

テーマ29 山林所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
29-1	山林所得の意義等	No.3第4回	No.3第4回
29-2	山林所得の必要経費	No.3第4回	No.3第4回
29-3	山林の資産損失	No.3第4回	No.3第4回

第9章 譲渡所得等

テーマ30 譲渡所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
30－1	譲渡所得の意義等	No.3第5回	No.3第4回
30－2	非課税	No.3第5回	No.3第4回
30－3	取得費の原則	No.3第5回	No.3第4回
30－4	取得経費の範囲	No.3第5回	No.3第4回
30－5	昭和27年12月31日以前に取得した資産	No.3第5回	No.3第4回
30－6	譲渡費用の範囲	No.3第5回	No.3第6回
30－7	内部通算	No.3第5回	No.3第6回
30－8	生活に通常必要でない資産の損失の控除	No.3第5回	No.3第6回
30－9	譲渡代金の回収不能	No.3第5回	No.3第6回
30－10	保証債務の履行に伴う求償権の行使不能	No.3第5回	No.3第6回

テーマ31 借地権等のみなし譲渡

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
31－1	取得した権利金等の課税関係	No.3第6回	No.3第6回
31－2	特別の経済的利益	No.3第6回	No.3第6回
31－3	譲渡所得に該当する場合	No.3第6回	No.3第6回
31－4	不動産所得に該当する場合	No.3第6回	No.3第6回

テーマ32 無償等のみなし譲渡

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
32－1	みなし譲渡の概要	No.3第7回	No.3第7回
32－2	法人に対する移転	No.3第7回	No.3第7回
32－3	個人に対する移転	No.3第7回	No.3第7回
32－4	相続税額の取得費加算	No.3第7回	No.3第7回

第10章 譲渡所得の課税の特例

テーマ33 固定資産の交換の特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
33-1	交換の特例の概要	No.4 第1回	No.4 第1回
33-2	適用要件	No.4 第1回	No.4 第1回
33-3	所得の金額及び取得資産の取得価額	No.4 第1回	No.4 第1回
33-4	2以上の資産を交換した場合	No.4 第1回	No.4 第1回
33-5	交換費用の区分	No.4 第1回	No.4 第1回
33-6	交換取得資産の耐用年数等	No.4 第1回	No.4 第1回

テーマ34 居住用財産の課税の特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
34-1	特定の居住用財産の買換え等の特例	No.4 第2回	No.4 第1回
34-2	所得の金額及び買換資産の取得価額	No.4 第2回	No.4 第1回
34-3	居住用財産の特別控除	No.4 第2回	No.4 第2回
34-4	居住用財産の軽減税率	No.4 第2回	No.4 第2回

テーマ35 特定事業用資産の買換え等の特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
35-1	適用要件	No.4 第3回	No.4 第2回
35-2	所得の金額及び買換資産の取得価額	No.4 第3回	No.4 第2回

テーマ36 先行取得土地等の課税の特例等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
36-1	課税の特例の適用要件	No.4 第3回	No.4 第2回
36-2	所得の金額及び先行取得土地等の取得価額	No.4 第3回	No.4 第2回
36-3	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	No.4 第3回	No.4 第2回

テーマ37 収用等の課税の特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
37-1	代替資産を取得した場合の特例	No.4 第4回	No.4 第3回
37-2	所得の金額及び代替資産の取得価額	No.4 第4回	No.4 第3回
37-3	代替資産の範囲	No.4 第4回	No.4 第3回
37-4	収用交換等の特別控除	No.4 第4回	No.4 第3回
37-5	特別控除と課税の繰延べとの関係	No.4 第4回	No.4 第3回

テーマ38 特別控除の控除限度額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
38－1	特別控除の控除限度額	No.4 第4回	No.4 第3回

テーマ39 軽減税率等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
39－1	課税短期譲渡所得金額の軽減税率	No.4 第4回	No.4 第3回
39－2	課税長期譲渡所得金額の軽減税率	No.4 第4回	No.4 第3回
39－3	税率の軽減がある場合の端数処理等	No.4 第4回	No.4 第3回

第11章 有価証券の譲渡

テーマ40 有価証券の譲渡

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
40－1	株式等の譲渡の原則的取扱い	No.4 第5回	No.4 第4回
40－2	上場株式等の特例	No.4 第5回	No.4 第4回
40－3	譲渡損失等の取扱い	No.4 第5回	No.4 第4回
40－4	短期所有土地等に類似する株式等の譲渡	No.4 第5回	No.4 第4回
40－5	分離短期と株式等がある場合	No.4 第5回	No.4 第4回
40－6	総合課税されるもの	No.4 第5回	No.4 第4回
40－7	公社債等を譲渡した場合	No.4 第5回	No.4 第4回
40－8	特定口座内保管上場株式等の特例	No.4 第5回	No.4 第4回
40－9	源泉徴収選択口座内配当等の特例	No.4 第6回	No.4 第5回
40－10	非課税口座上場株式等の特例	No.4 第6回	No.4 第5回
40－11	解散等による分配を受けた場合	No.4 第6回	No.4 第5回
40－12	特定中小会社等の株式の特例	No.4 第6回	No.4 第5回

第12章 一時所得

テーマ41 一時所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
41－1	一時所得の意義等	No.4 第7回	No.4 第7回
41－2	非課税	No.4 第7回	No.4 第7回
41－3	広告宣伝（懸賞等）の賞金品	No.4 第7回	No.4 第7回
41－4	損害保険契約等に基づく満期返戻金等	No.4 第7回	No.4 第7回
41－5	生命保険契約等に基づく一時金	No.4 第7回	No.4 第7回
41－6	生命保険金の特殊なケース	No.4 第7回	No.4 第7回

第13章 雑所得等

テーマ42 雑所得の金額

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
42－1	雑所得の意義等	No.4 第7回	No.4 第7回
42－2	非課税	No.4 第7回	No.4 第7回
42－3	報酬料金等の源泉徴収	No.4 第7回	No.4 第7回
42－4	公的年金等	No.4 第8回	No.4 第8回
42－5	確定給付企業年金法に基づく年金	No.4 第8回	No.4 第8回
42－6	生命保険契約に基づく年金等	No.4 第8回	No.4 第8回
42－7	一時金と年金が支払われる場合	No.4 第8回	No.4 第8回
42－8	新株予約権等に係る経済的利益	No.4 第8回	No.4 第8回
42－9	事業上以外の債権の回収不能	No.4 第8回	No.4 第8回
42－10	先物取引に係る雑所得等の特例	No.4 第8回	No.4 第8回
42－11	家内労働者等の所得計算の特例	No.4 第8回	No.4 第8回

第14章 課税標準

テーマ43 居住用財産の譲渡損失の特例

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
43-1	概 要	No.5 第1回	No.5 第1回
43-2	損益通算等の特例	No.5 第1回	No.5 第1回
43-3	繰越控除の特例	No.5 第1回	No.5 第1回

テーマ44 課税標準のまとめ

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
44-1	損益通算（その他の特例）	No.5 第1回	No.5 第1回
44-2	損失の繰越控除（まとめ）	No.5 第1回	No.5 第1回

第15章 納付税額

テーマ45 平均課税

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
45-1	変動所得及び臨時所得	No.5 第2回	No.5 第1回
45-2	平均課税の適用有無の判定	No.5 第2回	No.5 第1回
45-3	平均課税対象金額	No.5 第2回	No.5 第1回
45-4	平均課税による税額計算	No.5 第2回	No.5 第1回

テーマ46 税額控除

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
46-1	配当控除	No.3 第3回	No.3 第3回
46-2	外国税額控除	No.3 第3回	No.3 第3回
46-3	住宅借入金等特別税額控除	No.5 第3回	No.5 第2回
46-4	認定住宅新築等特別控除	No.5 第3回	No.5 第2回
46-5	その他の住宅関連税制	No.5 第3回	No.5 第2回
46-6	寄附金の税額控除	No.5 第3回	No.5 第2回
46-7	中小企業者の機械等の特別控除	No.5 第3回	No.5 第2回
46-8	税額控除の控除順序	No.5 第3回	No.5 第2回

第16章 特殊論点

テーマ47 医 業

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
47－1	医業の所得計算	No.5 第3回	No.5 第2回

テーマ48 法人成り

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
48－1	法人成り	No.5 第5回	No.5 第4回

テーマ49 事業承継

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
49－1	被相続人の所得計算等	No.5 第6回	No.5 第4回
49－2	事業を承継した場合	No.5 第6回	No.5 第4回

第17章 総則等

テーマ50 納税義務者

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
50－1	納税義務者	No.5 第4回	No.5 第3回
50－2	非居住者の所得計算等	No.5 第4回	No.5 第3回

テーマ51 保険金、損害賠償金等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
51－1	損害賠償金を受け取った場合	No.5 第4回	No.5 第3回
51－2	保険金、損害賠償金等を受け取った場合	No.5 第4回	No.5 第3回

第18章 手続等

テーマ52 源泉徴収

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
52－1	配当所得の源泉徴収	No.5 第5回	No.5 第4回
52－2	給与所得の源泉徴収	No.5 第5回	No.5 第4回
52－3	年末調整	No.5 第5回	No.5 第4回

テーマ53 予定納税

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
53－１	予定納税制度	No.5第6回	No.5第4回
53－２	予定納税額の減額承認申請	No.5第6回	No.5第4回

テーマ54 確定申告

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
54－１	一般の場合の確定申告	No.5第7回	No.5第5回
54－２	死亡又は出国の場合の確定申告	No.5第7回	No.5第5回
54－３	確定申告不要	No.5第7回	No.5第5回
54－４	期限後申告	No.5第7回	No.5第5回

テーマ55 納 付

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
55－１	納 付	No.5第8回	No.5第5回
55－２	延 納	No.5第8回	No.5第5回

テーマ56 還 付

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
56－１	国税通則法の還付	No.5第8回	No.5第5回
56－２	予納税額等の還付	No.5第8回	No.5第5回
56－３	純損失の繰戻しによる還付	No.5第8回	No.5第5回

テーマ57 確定申告の是正手続等

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
57－１	是正手続等の概要	No.5第8回	No.5第5回
57－２	修正申告	No.5第8回	No.5第5回
57－３	更正の請求	No.5第8回	No.5第5回
57－４	更正又は決定	No.5第8回	No.5第5回

テーマ58 不服申立て

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
58－１	異議申立て	No.5第8回	No.5第5回
58－２	審査請求	No.5第8回	No.5第5回

テーマ 1

所得税の学習にあたって

理論：重要度 ー

計算：重要度 ー

所得税は、私たち個人が一暦年間（その年1月1日から12月31日までの1年間）に稼いだ所得に対して課される国税で、納税者自身がその所得とその所得税額を計算して申告し納税する、**申告納税方式**の税金である。

そこで、所得税法の学習にあたって、学習範囲、納税義務者などについて学習する。

◆ 本試験の出題形式

所得税法は、【第1問】理論問題（50点）と【第2問】計算問題（50点）が出題される。

第1問の理論問題は、最近は、応用問題が2題出題される。

第2問の計算問題は、最近は、小さな総合問題が2、3題出題される。

【第1問】 理論問題（50点）

応用問題2題

【第2問】 計算問題（50点）

小さな総合問題2、3題



このテーマの学習内容

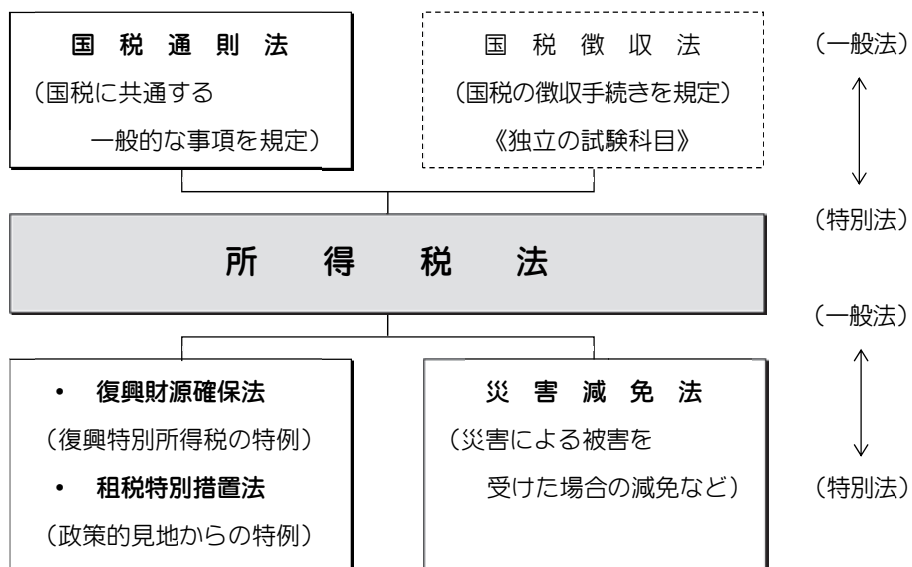
テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
1－1	学習範囲及び他の法律との関係	No.1 第1回	No.1 第1回
1－2	所得税の納税義務者	No.1 第1回	No.1 第1回

1-1 学習範囲及び他の法律との関係

1 所得税法の学習範囲

次のとおり、所得税法のみならず、国税通則法、租税特別措置法、災害減免法等に定める関係事項も含まれる。

なお、税理士試験において、国税徴収法は独立の試験科目とされているため、試験範囲からは除かれる。



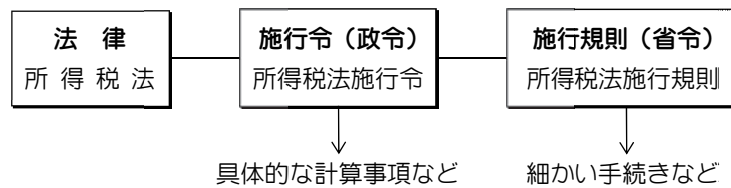
研究 復興特別所得税（詳細は後日学習）

所得税の納税義務者は、所得税額の2.1%の復興特別所得税が課税されるが、当分の間、考慮しないものとする。

2 法律構成

所得税法には、**施行令（政令）**と**施行規則（省令）**が付属しており、これにより一つの体系をなしている。

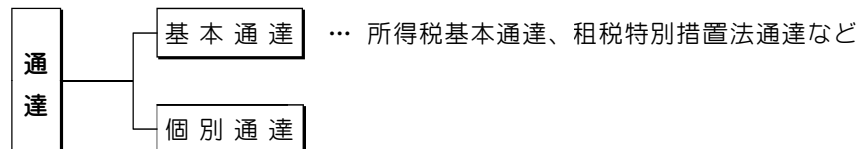
これは、所得税に関するすべての事項を所得税法で規定することは困難であるため、**重要事項は所得税法で規定し、具体的な計算方法や細かい手続きなどは施行令・施行規則で定めている。**



3 通達

法令の具体的な**解釈指針**として、通達がある。

なお、**通達での特例**は、計算問題では重要であるが、理論問題では考慮する必要はない。



1-2 所得税の納税義務者

1 納税義務者の種類

所得税は所得のある個人に対して課税することを原則とするが、所得税では、個人を次のように区別している。

居 住 者	① 国内に 住所 を有する個人	非永住者以外	非永住者以外の居住者
	② 国内に引続き1年以上 居所 を有する個人	非 永 住 者	日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち5年以下の期間国内に 住所又は居所を有する個人
非居住者	居住者以外の個人		

(注1) **住所**とは、生活の本拠をいう。

(注2) **居所**とは、住所以外の場所で、相当期間継続して居住する場所をいう。

※ 私たちは、日本に住所があることから、居住者に該当する。

※ 外国人でも、日本に1年以上住んでいれば、私たちと同様に、居住者に該当する。

2 課税所得の範囲

1. 非永住者以外の居住者（全ての所得）

国内源泉所得	国外源泉所得
--------	--------

2. 非永住者

国内源泉所得	国内で支払 国外から送金	
--------	-----------------	--

3. 非居住者

国内源泉所得	
--------	--

※ 国内源泉所得とは、国内で稼いだ所得をいう。

※ 私たちは**非永住者以外の居住者**に該当し、国内外を問わず、**全ての所得**に対して所得税が課税される。



参考 所得税の基本原則（特徴点）

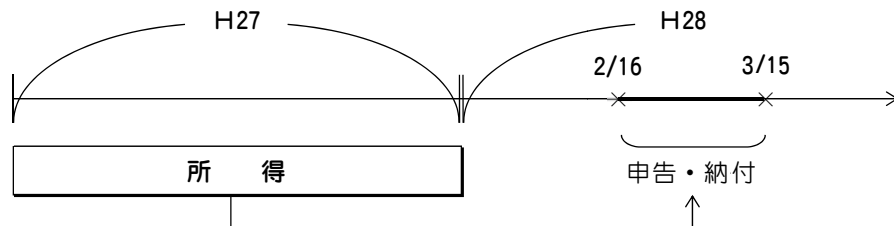
1 個人単位課税の原則（課税単位）

所得税は、所得を稼得した**個人1人1人**に課税する。

2 暦年単位課税の原則（課税期間）

所得税は、**一暦年間**（その年の1月1日から12月31日までの期間）を課税期間とする。

※ 法人と異なり、事業年度（会計年度）を定めることはできない。



3 応能負担の原則（担税力に応じて課税）

(1) 質的担税力の考慮

10種類の各種所得に分類して、性質に見合った所得計算をする。

(2) 量的担税力の考慮

所得は、原則として総合し、**超過累進税率**により税額計算する。

(3) 生活面での個人的事情の考慮

けがや病気などによる医療費の支出、家族を養っているなどといった生活面での事情も考慮しながら計算する（**14種類の所得控除**）。

テーマ 2 所得税の計算体系

理論：重要度 ー

計算：重要度 ★★★

所得税は、一定の趣旨から非課税とされる所得があるため、それらを除外した所得を基に所得税の額を計算する。

なお、**所得税の額**は、質的担税力や量的担税力、さらには個人的事情を考慮するため、**4段階**で計算することとしている。

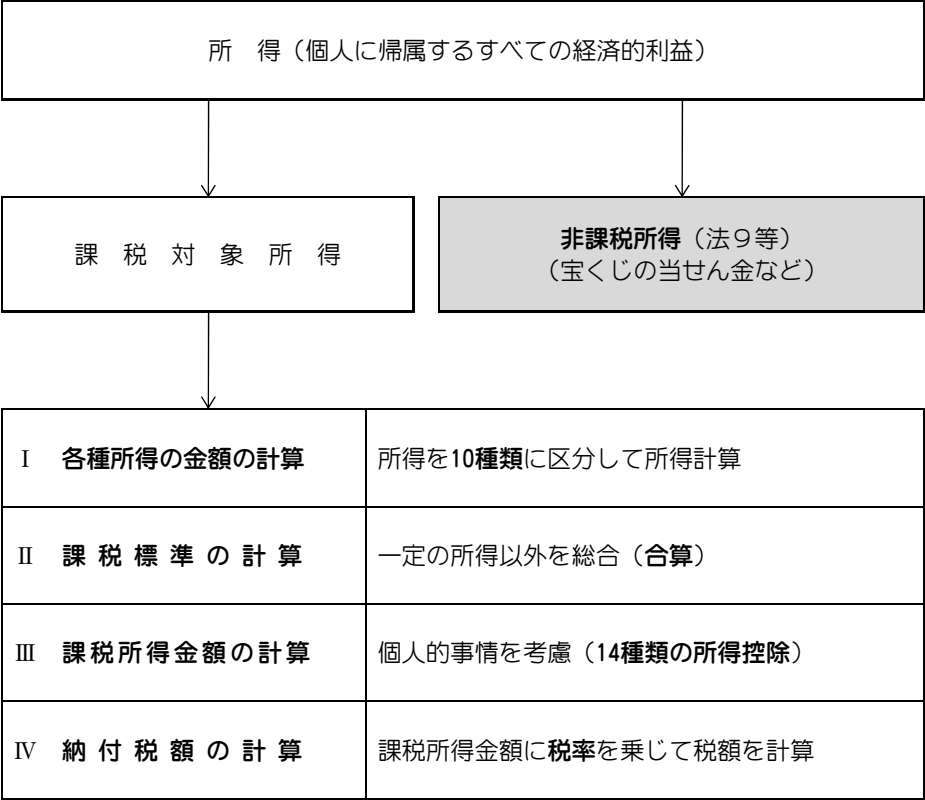


このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
2-1	所得税の計算体系	No.1 第1回	No.1 第1回
2-2	第1段階 各種所得の金額	No.1 第1回	No.1 第1回
2-3	第2段階 課税標準	No.1 第1回	No.1 第1回
2-4	第3段階 課税所得金額	No.1 第1回	No.1 第1回
2-5	第4段階 納付税額	No.1 第1回	No.1 第1回

2-1 所得税の計算体系

■ 所得税の計算体系（法21）



<メ モ>

2-2 第1段階 各種所得の金額

1 10種類の各種所得

1. 利子所得

銀行預金の利子、公社債の利子など

2. 配当所得

配当金など

3. 不動産所得

地代、家賃など（不動産の貸付けによる所得）

4. 事業所得

小売業の所得など

5. 給与所得

給料手当や賞与など

6. 退職所得

退職一時金など

7. 山林所得

保有期間が5年を超える山林（松、杉など）の譲渡による所得

8. 譲渡所得 …… 2参照

資産（絵画、骨とう品など）の譲渡による所得

※ 保有期間によって、短期・長期の2つに区分する。

9. 一時所得

クイズの賞金、懸賞の当選金品など

10. 雑所得 …… 3参照

その他の所得（次の2つに区分する）

(1) 公 的 年 金 等 … 国民年金など

(2) その他の雑所得 … 友人に対する貸付金の利子など

2 譲渡所得の金額

保有期間によって、次の2つに区分して計算する（合計しない）。

保有期間5年以下 ⇒	総合短期
保有期間5年超 ⇒	総合長期

⚡ 「総合短期」と「総合長期」は、第2段階の課税標準の計算での取扱いが異なることから合計しない。

3 雑所得の金額

次の2つに区分して計算する（合計する）。

(1) 公的年金等
国民年金、厚生年金など
(2) その他の雑所得
友人に対する貸付金の利子など

⚡ 「公的年金等」と「その他の雑所得」に区分計算し、合計する。

計算パターン

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
事 業 所 得	×××	
給 与 所 得	×××	
譲 渡 所 得		
(総合短期)	×××	⇐ 合計しない
(総合長期)	×××	⇐ 合計しない
雑 所 得	×××	1 公的年金等 ××× 2 その他の雑所得 ××× 3 1 + 2 = ××× ⇐ 合計する

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年（平成27年）分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕 本年中の所得の資料

(1) 株式の配当金に係る所得	230,000円
(2) アパートの貸付けに係る所得	3,000,000円
(3) 物品販売業に係る所得	9,000,000円
(4) 給料及び賞与に係る所得	3,600,000円
(5) 退職一時金に係る所得	4,000,000円
(6) 保有期間5年超の山林の譲渡に係る所得	6,000,000円
(7) 保有期間5年以下の絵画の譲渡に係る所得	200,000円
(8) 保有期間5年超の骨とう品の譲渡に係る所得	700,000円
(9) クイズの賞金に係る所得	400,000円
(10) 厚生年金に係る所得	530,000円
(11) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	70,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得		
不 動 産 所 得		
事 業 所 得		
給 与 所 得		
退 職 所 得		
山 林 所 得		
譲 渡 所 得 (総合短期) (総合長期)		
一 時 所 得		
雑 所 得		1 公的年金等 2 その他の雑所得 3 1 + 2 =

解説

譲渡所得は、総合短期と総合長期に**区分したまま**記入するが、**雑所得**は、公的年金等とその他の雑所得に区分して計算した後に**両者を合計**する。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	230,000	
不 動 産 所 得	3,000,000	
事 業 所 得	9,000,000	
給 与 所 得	3,600,000	
退 職 所 得	4,000,000	
山 林 所 得	6,000,000	
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	200,000	
(総 合 長 期)	700,000	
一 時 所 得	400,000	
雑 所 得	600,000	1 公的年金等 530,000 2 その他の雑所得 70,000 3 1 + 2 = 600,000

トレーニング 問題 1

2-3 第2段階 課税標準

■ 課税標準の計算

(1) 総所得金額

山林所得の金額と退職所得の金額以外を総合して、『総所得金額』を計算する。

その際、総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、2分の1する。

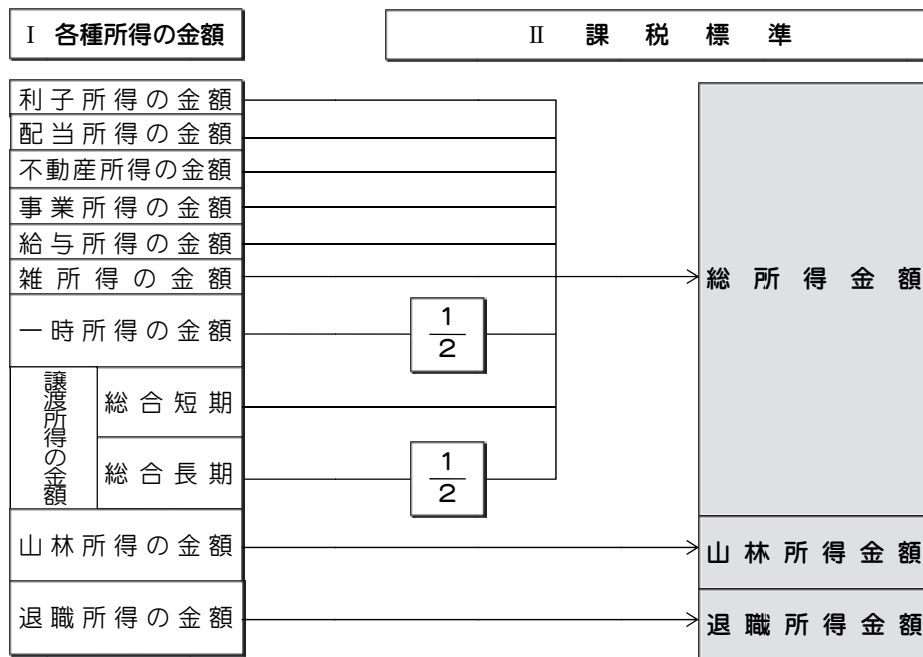
$$\begin{aligned} & \text{利子所得} + \text{配当所得} + \text{不動産所得} + \text{事業所得} + \text{給与所得} + \text{雑所得} \\ & + \text{総合短期譲渡所得} + (\text{総合長期譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

(2) 山林所得金額

山林所得の金額が、『山林所得金額』となる。

(3) 退職所得金額

退職所得の金額が、『退職所得金額』となる。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資 料〕 本年分の各種所得の金額

(1) 配当所得の金額	230,000円	(7) 譲渡所得の金額	
(2) 不動産所得の金額	3,000,000円	(総合短期)	200,000円
(3) 事業所得の金額	9,000,000円	(総合長期)	700,000円
(4) 給与所得の金額	3,600,000円	(8) 一時所得の金額	400,000円
(5) 退職所得の金額	4,000,000円	(9) 雑所得の金額	600,000円
(6) 山林所得の金額	6,000,000円		

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額		
山林所得金額		
退職所得金額		
合 計		

解 説

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	17,180,000	配当 不動産 事業 給与 総短 230,000+3,000,000+9,000,000+3,600,000+200,000 雑 総長 一時 +600,000+(700,000+400,000)× $\frac{1}{2}$ = 17,180,000
山林所得金額	6,000,000	
退職所得金額	4,000,000	
合 計	27,180,000	

- (1) 総所得金額の計算上、総合長期譲渡所得と一時所得は、2分の1する。
- (2) 山林所得と退職所得は、分離課税（別課税標準）なので、そのまま転記する。
- (3) 所得控除の順序を意識し、総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の順に解答する。

🔄 トレーニング 問題 2・3

2-4 第3段階 課税所得金額

■ 課税所得金額の計算

(1) 課税標準から**所得控除額**を控除する。

なお、所得控除額は、**まず総所得金額から控除**し、控除しきれない部分の金額は、山林所得金額及び退職所得金額から順次控除する。

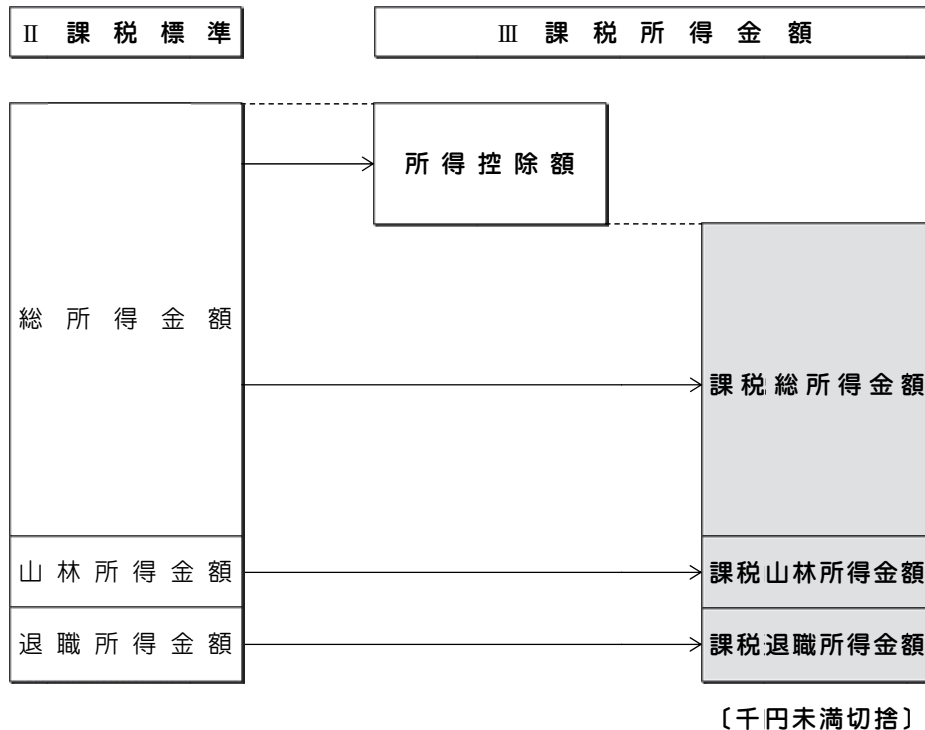
(2) 課税所得金額の名称は、次のとおりである。

① 総所得金額 ⇒ 課税総所得金額

② 山林所得金額 ⇒ 課税山林所得金額

③ 退職所得金額 ⇒ 課税退職所得金額

(3) 各課税所得金額に税率を適用するため、**千円未満の端数を切捨てる**（国税通則法）。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

〔資 料〕

1. 本年分の課税標準

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 総所得金額 | 17,180,000円 |
| (2) 山林所得金額 | 6,000,000円 |
| (3) 退職所得金額 | 4,000,000円 |

2. 本年分の所得控除額

2,890,280円

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額		
課税山林所得金額		
課税退職所得金額		

解 説

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額	14,289,000	$17,180,000 - 2,890,280 = 14,289,000$ [千円未満切捨]
課税山林所得金額	6,000,000	
課税退職所得金額	4,000,000	

- (1) 総所得金額から所得控除額を控除して、課税総所得金額を計算する。
- (2) 山林所得金額と退職所得金額は、そのまま転記する。
- (3) 各課税所得金額に千円未満の端数がある場合には、切捨てる。

※ 計算過程欄に『千円未満切捨』のコメントを記入する。

🔄 トレーニング 問題4・5

2-5 第4段階 納付税額

1 納付税額の計算

(1) 算出税額	各課税所得金額に税率を乗じて、それを合計する
(2) 税額控除額 ①	配当控除額など
(3) 源泉徴収税額 ②	給料などから、天引きされた源泉徴収税額（前払税額）
(4) 申告納税額	(1)－(2)－(3) = ×××（百円未満切捨）
(5) 予定納税額 ③	7月と11月に納付した予定納税額（前払税額）
(6) 第3期納付税額	(4)－(5) = ×××（確定申告で納付すべき所得税額）

IV	納	付	税	額
----	---	---	---	---

課税総所得金額	× 超過累進税率 =	算出税額	① 税額控除額	② 源泉徴収税額	=	申告納税額	③ 予定納税額	=	第3期納付税額
課税山林所得金額	× 5分5乗方式 =								
課税退職所得金額	× 超過累進税率 =								

(百円未満切捨)

【例 示】納付税額の計算の流れ

① 算出税額	900,000円
② 配当控除額	20,000円（代表的な税額控除）
③ 源泉徴収税額	63,620円
④ 予定納税額	200,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
算 出 税 額		
配 当 控 除 額		
源泉徴収税額		
申告納税額		
予定納税額		
第3期納付税額		

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
算 出 税 額	900,000	
配 当 控 除 額	△ 20,000	
源泉徴収税額	△ 63,620	
申告納税額	816,300	（百円未満切捨）⇐ コメントを記入する
予定納税額	△ 200,000	
第3期納付税額	616,300	

※ 解答に当たって、『△』は示す必要はない。

2 算出税額

1 課税総所得金額

$$\text{課税総所得金額} \times \text{超過累進税率※} = \text{税額}$$

2 課税山林所得金額 ⇨ 5分5乗方式

- ① 課税山林所得金額 $\times \frac{1}{5} = [a]$
- ② $[a] \times \text{超過累進税率※} = [b]$
- ③ $[b] \times 5 = \text{税額}$

3 課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{超過累進税率※} = \text{税額}$$

※ 超過累進税率（速算表）

$$\dots\dots [A] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

課税所得金額【A】		税率	控除額
1,950,000円以下		5%	－円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

⚡ 速算表は、参考資料で与えられる。



参考 課税山林所得金額の税額計算（5分5乗方式）

- ① 課税山林所得金額を $\frac{1}{5}$ する（ $\div 5$ でもよい）。
- ◆ 千円未満の端数があっても、切り捨てない。
- ② ①の金額に速算表の税率を乗じ控除額を控除する。
- ③ ②の金額を5倍する。

〔例 示〕

- (1) 課税総所得金額 20,000,000円
- (2) 課税山林所得金額 36,000,000円
- (3) 課税退職所得金額 1,000,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	10,354,000	(1) 課 総 $20,000,000 \times 40\% - 2,796,000 = 5,204,000$ (2) 課 山 ① $36,000,000 \times \frac{1}{5} = 7,200,000$ ② $7,200,000 \times 23\% - 636,000 = 1,020,000$ ③ $1,020,000 \times 5 = 5,100,000$ (3) 課 退 $1,000,000 \times 5\% = 50,000$ (4) 合 計 10,354,000

※ 課山の②、③は、まとめてもよい。

$$(7,200,000 \times 23\% - 636,000) \times 5 = 5,100,000$$

3 税額控除額

代表的な税額控除には、配当控除がある。

4 源泉徴収税額

配当金や給料などの支払を受ける場合には、所得税が天引きされる。

天引きされる所得税を**源泉徴収税額**といい、**前払税額**の性格を有する。

したがって、**税込金額**（源泉徴収税額控除前の金額）を基礎に所得を計算し、所得税額から**源泉徴収税額**を控除（**精算**）する。

〔例 示〕

配当金の手取額 800,000円（源泉徴収税額 200,000円）

《図 解》考え方

- ① 甲に、配当金の総額 100万円が支払われたものとみなす。
- ② 甲が、税務署に 20万円を支払（前払）したものとみなす。



I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	1,000,000	$800,000 + 200,000 = 1,000,000$ ⇐ 税込金額

：

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	×××	
配当控除額	△ ×××	
源泉徴収税額	△ 200,000	← 控除（精算）
申告納税額	×××	〔百円未満切捨〕

5 申告納税額

算出税額から税額控除額及び源泉徴収税額を控除して、申告納税額を計算する。

※ 黒字で、百円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

〔例 示〕申告納税額が赤字（還付）の場合

① 算出税額	300,000円
② 配当控除額	20,000円
③ 源泉徴収税額	563,620円

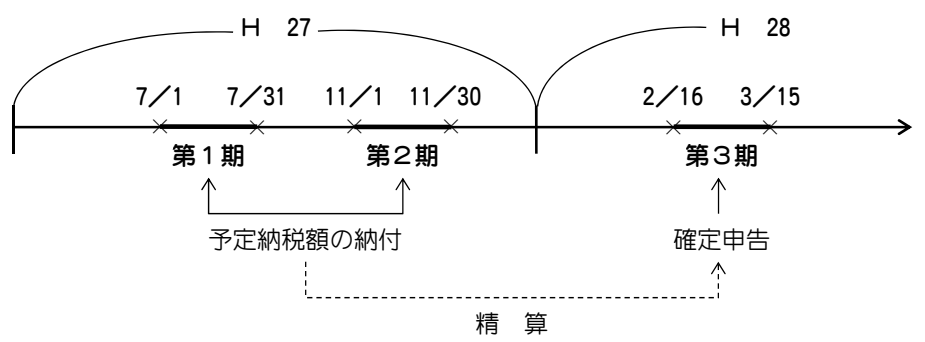
IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	300,000	
配 当 控 除 額	△ 20,000	
源泉徴収税額	△ 563,620	
申 告 納 税 額	△ 283,620	⇐ 赤字（還付）の場合は、切捨てない

6 予定納税額

前年分の実績で、一定の者は、7月（第1期）と11月（第2期）に所得税を前払（予定納税）しなければならない。

予定納税額は、確定申告の際に控除（精算）する。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

〔資 料〕

1. 課税所得金額
 - (1) 課税総所得金額 14,289,000円
 - (2) 課税山林所得金額 6,000,000円
 - (3) 課税退職所得金額 4,000,000円
2. 配当控除額 11,500円
3. 源泉徴収税額 46,150円
4. 予定納税額 520,000円

〔参 考〕速 算 表

課 税 総 所 得 金 額 等		税 率	控 除 額
	1,950,000円以下	5 %	－円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額		
配 当 控 除 額		
源 泉 徴 収 税 額		
申 告 納 税 額		
予 定 納 税 額		
第3期納付税額		

解説

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	3,851,870	(1) 課 総 $14,289,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,179,370$ (2) 課 山 $6,000,000 \times \frac{1}{5} = 1,200,000$ $1,200,000 \times 5\% = 60,000$ $60,000 \times 5 = 300,000$ (3) 課 退 $4,000,000 \times 20\% - 427,500 = 372,500$ (4) 合 計 3,851,870
配 当 控 除 額	11,500	
源泉徴収税額	46,150	
申告納税額	3,794,200	(百円未満切捨) ⇔ コメントを付すこと
予定納税額	520,000	
第3期納付税額	3,274,200	

 トレーニング 問題6～8



参 考 超過累進税率の考え方

超過累進税率は、法89において、次のように規定されている。

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率
195万円以下の金額	5 %
195万円を超え 330万円以下の 部分 の金額	10 %
330万円を超え 695万円以下の 部分 の金額	20 %
695万円を超え 900万円以下の 部分 の金額	23 %
900万円を超え 1,800万円以下の 部分 の金額	33 %
1,800万円を超え 4,000万円以下の 部分 の金額	40 %
4,000万円を超える部分の金額	45 %

〔例 示〕

課税総所得金額が 6,000,000円の場合

〔条文上〕

	6,000,000円		
	2,700,000円	× 20% =	540,000円
3,300,000円 …	1,350,000円	× 10% =	135,000円
1,950,000円 …	1,950,000円	× 5% =	97,500円
			772,500円

※ 600万円のうち195万円までは5%、195万円から330万円までの135万円が10%、330万円超の270万円が20%の税率が適用される。

〔速算表〕

$$6,000,000円 \times 20\% - \underline{427,500円} = \underline{772,500円}$$



(1) 1,950,000円 × (20% - 5%) = 292,500円	} 427,500円
(2) 1,350,000円 × (20% - 10%) = 135,000円	

テーマ 3

各種所得の金額の計算

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★★

所得税法は、所得をその性格によって10種類の各種所得に区分し、それぞれの所得ごとに所得の金額を計算する。

これは、所得の性格に基づいた所得計算を行うことが公平な課税を行うためにも必要であるためである。

ここでは、10種類の各種所得の意義、計算方法及び課税方法を学習する。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完結・速修	年内上級講義
3-1	利子所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-2	配当所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-3	不動産所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-4	事業所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-5	給与所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-6	退職所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-7	山林所得	No.1 第2回	No.1 第1回
3-8	譲渡所得	No.1 第3回	No.1 第1回
3-9	一時所得	No.1 第3回	No.1 第1回
3-10	雑所得	No.1 第3回	No.1 第1回

3-1 利子所得

1 意義（法23①）

利子所得とは、次に掲げる所得をいう。

- (1) 公社債の利子
- (2) 預貯金の利子
- (3) 合同運用信託の収益の分配
- (4) 公社債投資信託の収益の分配
- (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

1. 公社債（法2①九、基通2-10、2-11）

国債、地方債及び社債のほか、会社以外の法人が特別の法律により発行する債券も含まれるが、**根拠法のない学校債や組合債**は、含まれない。

※ 学校債、組合債の利子は、雑所得

2. 預貯金（法2①十、令2、基通2-12、35-1）

預金、貯金のほか、**労働者の勤務先預け金（社内預金）**も該当する。

※ 労働者の勤務先預け金（社内預金）の利子も、利子所得

3. 合同運用信託（法2①十一）[㊦] 名称だけ覚えればよい

金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、通常、**合同運用金銭信託**が該当する。

4. 公社債投資信託（法2①十五）

証券投資信託のうち、信託財産を公社債に運用するもので、**株式や出資には運用しないもの**をいう。

※	証券投資信託 の収益の分配	{	公社債投資信託	利子所得
			株式等証券投資信託	配当所得

5. 公募公社債等運用投資信託（法2①十五の三）☞ 名称だけ覚えればよい

証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産を**公社債等に運用**するもので、**公募**により募集されるものをいう。



留意点 利子所得にならないもの

利子所得になるものは、公社債の利子、預貯金の利子など、**金融機関が取り扱っているもの5つに限定**されている。

したがって、法律上は利子であっても、次のようなものは、利子所得にならない。

- (1) 友人に対する貸付金の利子 雑所得
- (2) 取引先・従業員に対する貸付金の利子 事業所得（事業付随収入）
- (3) 貸金業者の貸金の利子 事業所得

2 所得の金額（法23②）

収入金額 = 利子所得の金額

※ 利子所得は、支払を受ける際に**所得税が15%、住民税が5%**源泉徴収される。

したがって、手取金額は、収入金額（税込金額）の80%となる。

資料が税引後の手取金額で与えられている場合は、税込金額に戻して収入金額を計算する。

手取金額 + 源泉徴収税額 = 収入金額

3 課税方法（措法3）

利子所得は、源泉徴収された所得税15%（住民税5%）だけで課税関係が完結する。

これを**源泉分離課税**といい、答案作成上は意思表示するだけでよい。

〔例 示〕

郵便貯金の利子 15,000円（源泉所得税等 3,000円控除前の金額）

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
利 子 所 得 （ 源 泉 分 離 ）	0 (15,000)	郵 貯 15,000（源分）

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 銀行預金の利子 | 25,000円 (税込金額) |
| (2) 国債の利子 | 100,000円 (税込金額) |
| (3) 学校債の利子 | 12,500円 |
| (4) 公社債投資信託の収益の分配 | 50,000円 (税込金額) |

解 説

(3)以外が、利子所得に該当する。

学校債の利子は、雑所得とされる。

なお、学校債の利子は、源泉徴収されず、総合課税となる。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (175,000)	① 銀行預金 25,000 (源分) ② 国 債 100,000 (源分) ③ 公社債投信 50,000 (源分)
雑 所 得	12,500	学校債

🔗 トレーニング 問題 9

🧪 研 究 復興特別所得税 (詳細は後日学習)

この他、源泉徴収される所得税額の2.1%の復興特別所得税額が徴収 (併せて15.315%) されるが、当分の間、考慮しないものとする。

3-2 配当所得

1 意義（法24①）

配当所得とは、次に掲げる所得をいう。

- (1) 剰余金の配当
- (2) 利益の配当
- (3) 剰余金の分配
- (4) 基金利息
- (5) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配
- (6) 特定受益証券発行信託の収益の分配

1. 剰余金の配当

株式会社からの配当金などをいう。

2. 利益の配当 ☞ 名称だけ覚えればよい

持分会社からの配当金などをいう。

3. 剰余金の分配 ☞ 名称だけ覚えればよい

船主相互保険組合からの配当金などをいう。

4. 基金利息 ☞ 名称だけ覚えればよい

相互会社（生命保険会社）からの基金に対する利息の配当をいう。

5. 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配

株式等証券投資信託（一般的な証券投資信託）の収益の分配などをいう。

6. 特定受益証券発行信託の収益の分配 ☞ 名称だけ覚えればよい



留意点

株主優待等に係る所得は、雑所得とされる。

2 所得の金額（法24②）

- (1) 収入金額
- (2) 負債の利子
- (3) (1)－(2) = 配当所得の金額

(1) 収入金額

配当所得は、原則として、支払を受ける際に**所得税が20%**源泉徴収される。

したがって、手取金額は、収入金額（税込金額）の80%となる。

このため、資料が税引後の手取金額で与えられている場合は、税込金額に戻して収入金額を計算する。

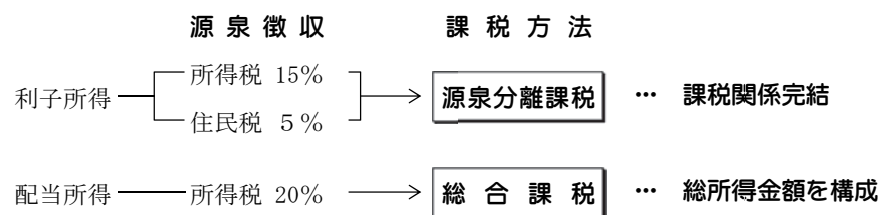
$$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額}$$

(2) 負債の利子

配当所得の元本である株式等は、値上がりなどを期待して、借入金により取得すること多いため、**株式等取得のための負債の利子**を控除できる。

3 課税方法（法22、89）

配当所得は総合課税とされ、超過累進税率により、所得税が課税される。
なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。



（源泉徴収税額は確定申告で精算）

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

- (1) A株式の剰余金の配当 200,000円（税込金額）
A株式は借入金で取得したもので、これに係る本年分の借入金利子 30,000円を支出している。
- (2) 基金利息 150,000円（税込金額）
- (3) 公社債投資信託の収益の分配 100,000円（税込金額）

解 説

(1)及び(2)が、配当所得に該当する。

なお、公社債投資信託の収益の分配は、利子所得で源泉分離課税となる。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (100,000)	公社債投信 100,000 (源分)
配 当 所 得	320,000	(1) 収入金額 (合計 350,000) ① A 株 式 200,000 ② 基金利息 150,000 (2) 負債の利子 30,000 (3) (1)－(2)＝320,000

➡トレーニング 問題10・11

研究 上場株式等の源泉徴収税率の特例（詳細は後日学習）

配当所得は、原則として所得税20%が源泉徴収されるが、**上場株式等の配当等**は、**所得税15%、住民税5%**、併せて20%が源泉徴収される。

研究 復興特別所得税（詳細は後日学習）

この他、源泉徴収される所得税額の2.1%の復興特別所得税額が徴収（併せて20.42%（上場株式等の配当等は、15.315%）されるが、当分の間、考慮しないものとする。

3-3 不動産所得

1 意 義（法26①）

不動産所得とは、次の資産の貸付けによる所得をいう。

- (1) 不動産
- (2) 不動産の上に存する権利
- (3) 船舶
- (4) 航空機

1. 不動産

土地及びその定着物（建物など）をいう。

2. 不動産の上に存する権利

借地権、借家権などをいう。

つまり、**また貸し**をした場合の地代や家賃も、不動産所得とされる。

3. 船 舶（基通26-1）

総トン数20トン未満のものを除く。

※ 20トン未満の船舶の貸付けによる所得は、事業所得又は雑所得に該当する。

4. 航空機

2 所得の金額（法26②）

- (1) 総収入金額
- (2) 必要経費
- (3) (1)－(2) = 不動産所得の金額

(1) 総収入金額

家賃収入や地代収入のほか、権利金収入、礼金収入、更新料収入などを総収入金額に算入する。

なお、**保証金や敷金**（返還を要しないものを除く。）は、**預り金**であるため総収入金額に算入しない。

(2) 必要経費

固定資産税、修繕費、減価償却費などの費用（経費）を必要経費に算入する。

3 課税方法（法22、89）

不動産所得は総合課税とされ、超過累進税率により、所得税が課税される。



留意点 収入金額と総収入金額

収入金額	……	収入形態が単純なもの
総収入金額	……	収入形態が複雑になる可能性のあるもの

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕アパートの賃貸に係る収支

(1) 家賃収入	5,200,000円
(2) 礼金収入	800,000円
(3) 敷 金	600,000円
(4) 必要経費	2,300,000円

解 説

(3)の敷金は預り金であるため、総収入金額に算入しない。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
不 動 産 所 得	3,700,000	(1) 総収入金額 $5,200,000 + 800,000 = 6,000,000$ (2) 必要経費 $2,300,000$ (3) $(1) - (2) = 3,700,000$

➡トレーニング 問題12

<メ モ>

3-4 事業所得

1 意義（法27①）

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で一定のものから生ずる所得をいう。

◆ 次の所得は、事業所得ではなく、それぞれ次の所得となる。

- (1) 事業用資金を銀行預金した場合の利子（受取利息）…………… 利子所得
- (2) 取引先の株式の配当金（受取配当金）…………… 配当所得
- (3) 事業用固定資産（店舗など）の譲渡益（固定資産売却益）…………… 譲渡所得

2 所得の金額（法27②）

- (1) 総収入金額
- (2) 必要経費
- (3) (1)-(2) = 事業所得の金額

(1) 総収入金額

売上高や雑収入などを総収入金額に算入する。

(2) 必要経費

売上原価、営業費、減価償却費、借入金利子などの費用を必要経費に算入する。

3 課税方法（法22、89）

事業所得は総合課税とされ、超過累進税率により、所得税が課税される。

4 必要経費の代表例

1. 売上原価（法47）

$$\text{年初棚卸高} + \text{当年仕入高} - \text{年末棚卸高（実地棚卸）} = \text{売上原価}$$

※ 年末棚卸高は、選定した評価方法により評価する。

選定しなかった場合は、『最終仕入原価法による原価法』による。

2. 減価償却費（法49）

減価償却資産は、選定した償却方法により償却する。

選定しなかった場合は、『定額法又は旧定額法』による。

(1) 平成19年3月31日以前に取得した資産

① 旧定額法

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率} \times \frac{\text{業務供用月数（1月末満切上）}}{12}$$

※ 『÷耐用年数』ではなく、『×旧定額法償却率』

② 旧定率法

$$\text{年初未償却残額} \times \text{旧定率法償却率} \times \frac{\text{業務供用月数（1月末満切上）}}{12}$$

(2) 平成19年4月1日以後に取得した資産

① 定額法

$$\text{取得価額} \times \text{定額法償却率} \times \frac{\text{業務供用月数（1月末満切上）}}{12}$$

※ 『×0.9』しない。

② 定率法

$$\text{年初未償却残額} \times \text{定率法償却率} \times \frac{\text{業務供用月数（1月末満切上）}}{12}$$

◆ 償却率は、資料で与えられる。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕物品販売業に係る本年分の損益計算書

損 益 計 算 書			
自本年1月1日		至本年12月31日	(単位：円)
年初商品棚卸高	1,500,000	売 上 高	14,050,000
当 年 仕 入 高	9,000,000	年末商品棚卸高	2,250,000
営 業 費	3,050,000	雑 収 入	2,620,000
当 年 純 利 益	5,370,000		
	18,920,000		18,920,000

(付記事項)

1. 売上高は、適正額である。
2. 雑収入には、次のものが含まれている。
 - (1) 銀行預金の利子 67,900円 (税込金額)
これは、事業用資金を銀行に預入れたことにより受けたものである。
 - (2) A株式の剰余金の配当 236,000円 (税込金額)
これは、事業の遂行上取得したA株式に係るものである。
3. 営業費には、店舗 (旧定額法を選定) の償却費は、計上されていない。

種 類	取得年月	取得価額	耐用年数	旧定額法償却率
店 舗	H14. 9	12,000,000円	24年	0.042

解説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源泉分離)	0 (67,900)	銀行預金 67,900 (源分)
配 当 所 得	236,000	A株式 236,000
事 業 所 得	4,612,500	(1) 総収入金額 (合計 16,366,100) ① 売上高 14,050,000 ② 雑収入 $2,620,000 - 67,900 - 236,000 = 2,316,100$ (2) 必要経費 (合計 11,753,600) ① 売上原価 $1,500,000 + 9,000,000 - 2,250,000 = 8,250,000$ ② 営業費 3,050,000 ③ 減価償却費 (店舗) $12,000,000 \times 0.9 \times 0.042 = 453,600$ (3) (1) - (2) = 4,612,500

🔵 トレーニング 問題13



減価償却費の計算で1円未満の端数があった場合の端数処理はどのようにしたら良いのでしょうか？



減価償却費の端数処理は、規定がありませんので、切上げても切捨ててもどちらでも構いません。

なお、『国税庁のホームページ』における減価償却費の例示で、1円未満の端数を切上げていますので、教材全てにおいて、減価償却費の計算のほか、繰延資産の償却、借地権償却の計算（いずれも後日学習）は、1円未満の端数を切上げています。

3-5 給与所得

1 意義（法28①）

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

- ※ 俸給とは、公務員の給与、歳費とは、国会議員の給与をいう。
- ※ 通常、勤務先からの給料手当、賞与、役員報酬などが該当する。

2 所得の金額（法28②）

- (1) 収入金額
- (2) 給与所得控除額
- (3) (1)－(2) = 給与所得の金額

(1) 収入金額

給与所得は、支払を受ける際に、一定額が源泉徴収される。

このため、資料が税引後の手取金額で与えられている場合には、税込金額に戻して収入金額を計算する。

$$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額}$$

(2) 給与所得控除額

給与収入を得るためにも必要経費はあるが、その実額を認めることは技術的に困難であるため、収入金額からは**概算経費**としての給与所得控除額を控除する。

◆ 給与所得控除額の算式は、参考資料で与えられる。

■ 給与所得控除額

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40% (最低65万円)
180万円超 360万円以下	(収入金額－ 180万円)×30%＋ 72万円
360万円超 660万円以下	(収入金額－ 360万円)×20%＋126万円
660万円超 1,000万円以下	(収入金額－ 660万円)×10%＋186万円
1,000万円超 1,500万円以下	(収入金額－ 1,000万円)× 5 %＋220万円
1,500万円超	245万円

〔例 示〕

1 収入金額が 1,000,000円の場合

(1) 収入金額 1,000,000円

(2) 給与所得控除額

$$1,000,000円 \times 40\% = 400,000円 < 650,000円 \quad \therefore 650,000円$$

(3) (1)－(2)＝350,000円

2 収入金額が 3,000,000円の場合

(1) 収入金額 3,000,000円

(2) 給与所得控除額

$$(3,000,000円 - 1,800,000円) \times 30\% + 720,000円 = 1,080,000円$$

(3) (1)－(2)＝1,920,000円

3 課税方法 (法22、89)

給与所得は総合課税とされ、超過累進税率により、所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕給与等（税込金額）に関する事項

- | | |
|----------|------------|
| (1) 本 給 | 3,600,000円 |
| (2) 残業手当 | 330,000円 |
| (3) 賞 与 | 2,000,000円 |

〔参 考〕給与所得控除額

収 入 金 額		給 与 所 得 控 除 額
180万円以下		収入金額×40%（最低65万円）
180万円超	360万円以下	(収入金額－180万円)×30%＋72万円
360万円超	660万円以下	(収入金額－360万円)×20%＋126万円
660万円超	1,000万円以下	(収入金額－660万円)×10%＋186万円
1,000万円超	1,500万円以下	(収入金額－1,000万円)×5%＋220万円
1,500万円超		245万円

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
給 与 所 得	4,204,000	(1) 収入金額 $3,600,000 + 330,000 + 2,000,000 = 5,930,000$
		(2) 給与所得控除額 $(5,930,000 - 3,600,000) \times 20\% + 1,260,000$ $= 1,726,000$
		(3) (1)－(2)＝4,204,000

➡トレーニング 問題14



参 考 給与所得の金額（法28②）

『給与所得の金額は、収入金額から給与所得控除額を控除した**残額**とする。』とある。

「**金額**」はプラスとマイナスの両概念であるが、「**残額**」はプラスの概念である。

したがって、計算した金額が赤字（マイナス）となった場合には、給与所得の金額は0円となり、損失となることはない。

〔例 示〕

給与所得の収入金額 500,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
給 与 所 得	0	(1) 収入金額 500,000 (2) 給与所得控除額 $500,000 \times 40\% < 650,000 \quad \therefore 650,000$ (3) $(1) - (2) < 0 \quad \therefore 0$

3-6 退職所得

1 意 義（法30①）

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の**退職**により**一時**に受ける**給与**及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

2 所得の金額（法30②）

- (1) 収入金額
- (2) 退職所得控除額
- (3) $\{(1)-(2)\} \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$

(1) 収入金額

退職所得は、支払を受ける際に一定額が源泉徴収される。

このため、資料が税引後の手取金額で与えられている場合には、税込金額に戻して収入金額を計算する。

$$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額}$$

(2) 退職所得控除額（法30③、令69②）

勤続年数に応じ、次により求める。📌 暗記すること

勤続年数【A】	退 職 所 得 控 除 額
20年以下	40万円 × 【A】 …………… 最低80万円
20年超	800万円 + 70万円 × (【A】 - 20年)

※ 勤続年数の1年未満の端数は、切り上げ。

【例 示】 勤続年数30年の場合

$$8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 15,000,000\text{円}$$

3 課税方法（法22、89）

退職所得は他の所得と総合せず、分離課税とされ、超過累進税率により所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲は本年3月にA会社を退職し、退職手当15,000,000円（税引前の金額）の支給を受けた。

なお、甲の勤続期間は、23年2月である。

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
退 職 所 得	2,100,000	(1) 収入金額 15,000,000 (2) 退職所得控除額 ※ $8,000,000 + 700,000 \times (24\text{年} - 20\text{年}) = 10,800,000$ ※ 23年2月⇒24年（1年未満切上） (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 2,100,000$

- (1) 勤続年数は、『1年未満の端数切上』する。
- (2) 退職所得控除額の算式は、暗記する。
- (3) 退職所得の金額は、退職所得控除額控除後の残額を2分の1して計算する。

➡トレーニング 問題15・16

第1章 所得税の概要



参 考 退職所得の金額（法30②）

『退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した**残額**の2分の1に相当する金額とする。』とある。

給与所得の④参考で説明したように、「**金額**」はプラスマイナスの両概念であるが、「**残額**」はプラスの概念である。

したがって、収入金額より退職所得控除額の方が多い場合には、残額は0円。

0円を2分の1しても0円で、退職所得の金額は、損失となることはない。

【例 示】

退職所得の収入金額 2,000,000円、勤続年数 6年

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
退 職 所 得	0	(1) 収入金額 2,000,000 (2) 退職所得控除額 400,000×6年＝2,400,000 (3) (1)－(2)＜0 ∴ 0

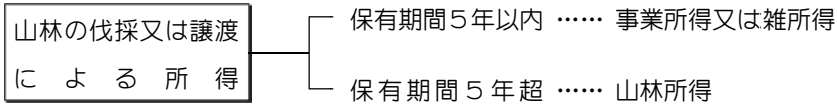
<メ モ>

3-7 山林所得

1 意義（法32①②）

山林所得とは、**山林の伐採又は譲渡**による所得をいう。

但し、山林を取得の日以後**5年以内**に伐採し又は譲渡することによる所得は、**事業所得又は雑所得**とする。

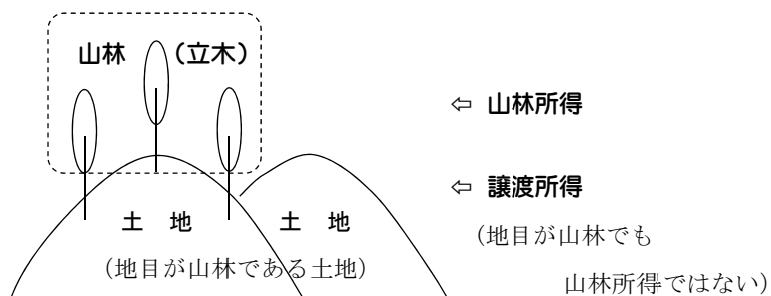


1. 山林の伐採又は譲渡（基通32-1）

山林を**伐採して譲渡**したこと又は山林を**伐採しないで譲渡**したことをいう。

2. 山林とともに土地を譲渡した場合（基通32-2）

山林をその生立する土地とともに譲渡した場合には、**土地の譲渡による所得は、譲渡所得**に該当する。



2 所得の金額（法32③）

- (1) 総収入金額
- (2) 必要経費
- (3) 特別控除額
(1)－(2)の金額と50万円のいずれか低い金額
- (4) (1)－(2)－(3) = 山林所得の金額

(1) 総収入金額

山林の譲渡代金を総収入金額に算入する。

(2) 必要経費

山林は長年育成して譲渡されるという性格上、譲渡した山林について**これまでに**
かかった費用の累積額（植林費、育成費、伐採費など）を必要経費に算入する。

(3) 特別控除額

山林所得は、最高50万円の特別控除が認められる。

但し、特別控除前の所得の金額が限度とされる。

〔例 示〕10年前取得の山林の譲渡代金 10,000,000円、必要経費 8,000,000円

- (1) 総収入金額 10,000,000円
- (2) 必要経費 8,000,000円
- (3) 特別控除額
(1)－(2) $\geq$ 500,000円 $\therefore$ 500,000円
- (4) (1)－(2)－(3) = 1,500,000円

3 課税方法（法22、89）

山林所得は他の所得と総合せず、分離課税とされ、5分5乗方式により所得税が課税される。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕山林の譲渡に関する事項

資 産	取 得 年 月	譲 渡 代 金	植林費、育成費及び 管理費の合計額	伐採・譲渡費用
A山林	H15. 5	20,000,000円	5,000,000円	960,000円
B山林	H19. 3	10,000,000円	8,000,000円	600,000円

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
山 林 所 得	14,940,000	(1) 総収入金額 $20,000,000 + 10,000,000 = 30,000,000$ (2) 必要経費 (合計 14,560,000) ① A山林 $5,000,000 + 960,000 = 5,960,000$ ② B山林 $8,000,000 + 600,000 = 8,600,000$ (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 14,940,000$

※ 山林所得は、最高50万円の特別控除を忘れないこと。

➡トレーニング 問題17・18

参 考 山林所得の金額（法32②）

『山林所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除し、その**残額**から特別控除額（50万円限度）を控除した金額とする。』とある。

したがって、山林所得が特別控除前に赤字となっている場合には、特別控除額を控除することはできない。

また、特別控除額は、特別控除前の残額を限度とすることから、その残額が50万円に満たない場合には、その残額が特別控除額になる。

〔例示①〕

山林所得の総収入金額 1,300,000円、必要経費 1,000,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
山 林 所 得	0	(1) 総収入金額 1,300,000 (2) 必要経費 1,000,000 (3) 特別控除額 $(1)-(2)=300,000 < 500,000 \quad \therefore 300,000$ (4) $(1)-(2)-(3)=0$

〔例示②〕

山林所得の総収入金額 800,000円、必要経費 1,000,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
山 林 所 得	△200,000	(1) 総収入金額 800,000 (2) 必要経費 1,000,000 (3) 特別控除額 $(1)-(2) < 0 \quad \therefore 0$ (4) $(1)-(2)-(3)=\triangle 200,000$

省略しても良い

3-8 譲渡所得

1 意義（法33①、②）

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう。

但し、次に掲げる所得は、含まれない。

- (1) 棚卸資産（準棚卸資産を含む）等の譲渡による所得
- (2) 山林の伐採又は譲渡による所得

※ 事業用固定資産の譲渡による所得も、譲渡所得とされる。

棚卸資産（準棚卸資産を含む）…………… 事業所得又は雑所得

山 林	└──	保有期間5年以内…………… 事業所得又は雑所得
		保有期間5年超…………… 山林所得

2 5区分の譲渡所得（法33、措法31、32、37の10）

(1) 分離短期譲渡所得（分離短期）

土地等又は建物等の譲渡で、譲渡年の1月1日における所有期間が5年以下（平成22年1月1日以後取得）のもの

(2) 分離長期譲渡所得（分離長期）

土地等又は建物等の譲渡で、譲渡年の1月1日における所有期間が5年超（平成21年12月31日以前取得）のもの

(3) 株式等に係る譲渡所得等（株式等）

株式などの譲渡（所有期間は関係なし）

(4) 総合短期譲渡所得（総合短期）

上記(1)～(3)以外の資産の譲渡で、保有期間が5年以下のもの

(5) 総合長期譲渡所得（総合長期）

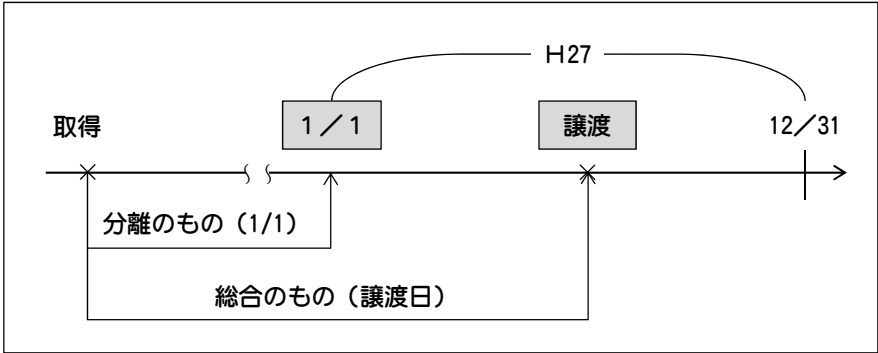
上記(1)～(3)以外の資産の譲渡で、保有期間が5年超のもの

1 5区分の判定

土地建物等	株式や出資など	左記以外
分離短期 1月1日における所有期間 5年以下 (平成22年1月1日以後取得)	株式等 所有期間に 関係なく	総合短期 保有期間 5年以下
分離長期 1月1日における所有期間 5年超 (平成21年12月31日以前取得)		総合長期 保有期間 5年超

- ※ 土地等 …… 土地又は土地の上に存する権利
- ※ 建物等 …… 建物及び建物附属設備又は構築物

2 判定日



〔例 示〕

平成22年3月に取得した資産を、平成27年5月に譲渡した。

- (1) 土地 …… 分離短期（平成22年1月1日以後に取得）
- (2) 絵画 …… 総合長期（保有期間5年超）

3 所得の金額（法33③～⑤）

I 総合、II 土地建物等、III 株式等の3つに区分する。

(1) 譲渡損益

それぞれの譲渡益（譲渡損益）を計算する。

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡損益}$$

① 総収入金額 … 譲渡代金

② 取得費 …… 譲渡原価

③ 譲渡費用 …… 譲渡仲介手数料、運搬費など

(2) 特別控除

総合短期及び総合長期の譲渡益から**特別控除額**（最高50万円で、総合短期、総合長期の順に控除）を控除する。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
譲 渡 所 得		I 総 合
（総 合 短 期）	×××	(1) 譲渡損益
（総 合 長 期）	×××	（総短）総収入金額－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡損益
		（総長）総収入金額－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡損益
		(2) 特別控除
		（総短）譲渡益－特別控除額（50万円まで）
		（総長）譲渡益－特別控除額の残額
（分 離 短 期）	×××	II 土地建物等
（分 離 長 期）	×××	（分短）総収入金額－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡損益
		（分長）総収入金額－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡損益
（株 式 等）	×××	III 株式等
		総収入金額－（取得費＋譲渡費用＋負債の利子）＝ 譲渡 損益

※ 50万円特別控除は、土地建物等及び株式等からは控除できない。

※ 現段階では、土地建物等及び株式等は、譲渡益が譲渡所得の金額になる。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕 本年中の資産の譲渡に関する資料

資 産	取得年月	総収入金額	取 得 費	譲渡費用
宝 石	H24. 5	2,600,000円	1,650,000円	50,000円
骨 と う	H19. 6	3,000,000円	800,000円	150,000円
住 宅	H22. 1	14,000,000円	9,000,000円	500,000円
住宅の敷地	H20. 12	36,000,000円	28,000,000円	800,000円
A 株 式	H25. 3	6,000,000円	4,800,000円	50,000円

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得 (総 合 短 期) (総 合 長 期)	400,000 2,050,000	I 総 合 (1) 譲渡損益 ① 総合短期（宝石） $2,600,000 - (1,650,000 + 50,000) = 900,000$ ② 総合長期（骨とう） $3,000,000 - (800,000 + 150,000) = 2,050,000$ (2) 特別控除 $900,000 - 500,000 = 400,000$ （総短）
(分 離 短 期) (分 離 長 期)	4,500,000 7,200,000	II 土地建物等 ① 分離短期（住宅） $14,000,000 - (9,000,000 + 500,000) = 4,500,000$ ② 分離長期（住宅の敷地） $36,000,000 - (28,000,000 + 800,000) = 7,200,000$
(株 式 等)	1,150,000	III 株式等（A株式） $6,000,000 - (4,800,000 + 50,000) = 1,150,000$

※ 特別控除は、総合課税のものだけが適用あり、総合短期、総合長期の順に控除する。

4 取得費（法38）

1 減価しない資産

土地、骨とう品などは、**取得価額**が取得費となる。

取得価額（取得に要した金額＋設備費の額＋改良費の額）

2 減価する資産

(1) 業務用資産

店舗などの業務用資産は、取得価額から**償却費の額の累積額（減価償却累計額）**を控除した金額が取得費となる。

つまり、**譲渡直前の未償却残額（帳簿価額）**が取得費となる。

取得価額 － 償却費の額の累積額

(2) 非業務用資産

住宅や別荘などの非業務用資産は、取得価額から**減価の額**を控除した金額が取得費となる。

取得価額 － 減価の額

💡 住宅や別荘なども減価している！

そこで、これらの資産を譲渡した場合には、**旧定額法に準じて計算した減価の額**を取得価額から控除する。

◆ 減価の額の計算

同種の減価償却資産の耐用年数の**1.5倍の年数**(1年未満切捨)により旧定額法に準じて計算した金額に、**その期間の年数**(6月未満切捨、6月以上切上)を乗じて計算する。

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率} \times \text{非業務供用期間の年数}$$

同種減価償却資産の耐用年数の**1.5倍の年数**(1年未満切捨)の旧定額法償却率

6月未満切捨
6月以上切上

◆ ポイント

- ① 旧定額法に準じて計算 …………… ×0.9
- ② 1.5倍した年数の端数 …………… 1年未満切捨
- ③ 非業務供用期間の年数 …………… 6月未満切捨、6月以上切上

〔例 示〕

平成22年4月に10,000,000円で取得した非業務用の建物(同種減価償却資産の耐用年数は15年)を本年11月に譲渡した

(注) 旧定額法償却率

22年 … 0.046 23年 … 0.044

<取得費>

$$10,000,000\text{円} - \frac{(10,000,000\text{円} \times 0.9 \times \overset{\text{※1}}{0.046} \times \overset{\text{※2}}{6\text{年}})}{2,484,000\text{円}} = 7,516,000\text{円}$$

※1 15年×1.5 = 22.5年 ⇒ 22年(1年未満切捨) … 0.046

※2 H22.4～H27.11 ⇒ 6年(6月以上切上)

計算パターン（非業務用資産の場合）

譲渡損益

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡損益}$$

$$\text{※ 取得価額} - \text{取得価額} \times 0.9 \times \overset{\text{注1}}{\text{旧定額法償却率}} \times \overset{\text{注2}}{\text{非業務供用期間の年数}}$$

注1 同種資産耐用年数 $\times 1.5$ = ○年(1年未満切捨) … 0.***

注2 H○.○月 ~ H27.○月 $\Rightarrow$ ○年(6月未満切捨、6月以上切上)

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕資産の譲渡に関する資料

資 産	取得年月	譲渡年月	譲 渡 代 金	取 得 価 額	譲渡費用
別 荘	H22. 2	H27. 6	9,000,000円	8,000,000円	200,000円
別荘の敷地	H20. 10	H27. 6	14,000,000円	9,000,000円	400,000円

(注) 別荘と同種の減価償却資産の耐用年数は、24年である。

※ 旧定額法償却率 24年 … 0.042 36年 … 0.028

解 説

解答のイメージ

(単位：円)

分離短期（別荘）

$$9,000,000 - (\text{ } + 200,000) = \times \times \times$$

$$\text{※ } 8,000,000 - 8,000,000 \times 0.9 \times \overset{\text{(注1)}}{\text{ }} \times \overset{\text{(注2)}}{\text{ }} = \times \times \times$$

(注1) 24年 $\times 1.5$ = 36年 $\therefore$ 0.028

(注2) H22. 2 ~ H27. 6 $\Rightarrow$ 5年(6月未満切捨)

← 省略して良い！

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得		① 分離短期（別荘）
(分 離 短 期)	1,808,000	※ $9,000,000 - (6,992,000 + 200,000) = 1,808,000$
(分 離 長 期)	4,600,000	(注1) (注2) ※ $8,000,000 - 8,000,000 \times 0.9 \times 0.028 \times 5 \text{年}$ $= 6,992,000$ (注1) $24 \text{年} \times 1.5 = 36 \text{年} \quad \therefore 0.028$ (注2) H22. 2 ~ H27. 6 $\Rightarrow 5 \text{年}$ (6月未満切捨) ② 分離長期（別荘の敷地） $14,000,000 - (9,000,000 + 400,000) = 4,600,000$

➡トレーニング 問題19

5 内部通算（法33③、措通31・32共－2）

譲渡損となったものがある場合、**同一グループの譲渡益から控除**する。

1. 総 合

総合短期の譲渡損は、総合長期の譲渡益から控除する。

反対に、総合長期が譲渡損のときは、総合短期の譲渡益から控除する。

※ 土地建物等、株式等の譲渡益からは控除できない。

2. 土地建物等

分離短期の譲渡損は、分離長期の譲渡益から控除する。

反対に、分離長期が譲渡損のときは、分離短期の譲渡益から控除する。

※ 総合課税、株式等の譲渡益からは控除できない。

〔例 示〕

1. 総 合

総合短期の譲渡損 △1,000,000円

総合長期の譲渡益 3,000,000円

2. 土地建物等

分離短期の譲渡損 △6,000,000円

分離長期の譲渡益 5,000,000円

I 総 合

総合短期	△1,000,000円	}	2,000,000円（総合長期）
総合長期	3,000,000円		

II 土地建物等

分離短期	△6,000,000円	}	△1,000,000円（分離短期）⇒
分離長期	5,000,000円		

**総合長期
から控除
できない**



留意点

内部通算後に譲渡損が残った場合、総合課税のものは、課税標準の計算上、損益通算できる（詳細は次回学習）。

6 特別控除

総合課税の譲渡所得は、**全体で最高50万円**の特別控除が認められる。
 なお、控除順序は、**総合短期** ⇒ **総合長期** となる。

〔例示①〕

譲渡益 総合短期 600,000円、総合長期 700,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得		(1) 譲渡損益
(総 合 短 期)	100,000	総 短 600,000
(総 合 長 期)	700,000	総 長 700,000
		(2) 特別控除
		600,000 - 500,000 = 100,000 (総短)

〔例示②〕

譲渡益 総合短期 400,000円、総合長期 700,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得		(1) 譲渡損益
(総 合 長 期)	600,000	総 短 400,000
		総 長 700,000
		(2) 特別控除
		① 400,000 - 400,000 = 0 (総短)
		② 700,000 - (500,000 - 400,000) = 600,000
		(総長)



留意点 内部通算がある場合の譲渡所得の金額の計算

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得 (総合短期) (総合長期)	××× ×××	I 総 合 (1) 譲渡損益 (総合短) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (総合長) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (2) 内部通算 (総合)←→(総合) (3) 特別控除 (総合短) 譲渡益－特別控除額(50万円まで) (総合長) 譲渡益－特別控除額の残額
(分離短期) (分離長期)	××× ×××	II 土地建物等 (1) 譲渡損益 (分短) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (分長) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (2) 内部通算 (分短)←→(分長)
(株 式 等)	×××	III 株式等 総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)＝ 譲渡 損益

※ 内部通算

譲渡損は、同一グループのもう一方の譲渡益から控除（内部通算）する。

※ 特別控除

総合短期及び総合長期は、内部通算後の譲渡益から特別控除額（最高50万円で短期、長期の順に控除）を控除する。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の譲渡所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

I 総 合

総合短期の譲渡益 2,400,000円

総合長期の譲渡損 △ 400,000円

II 土地建物等

分離短期の譲渡損 △1,230,000円

分離長期の譲渡益 2,630,000円

解 説

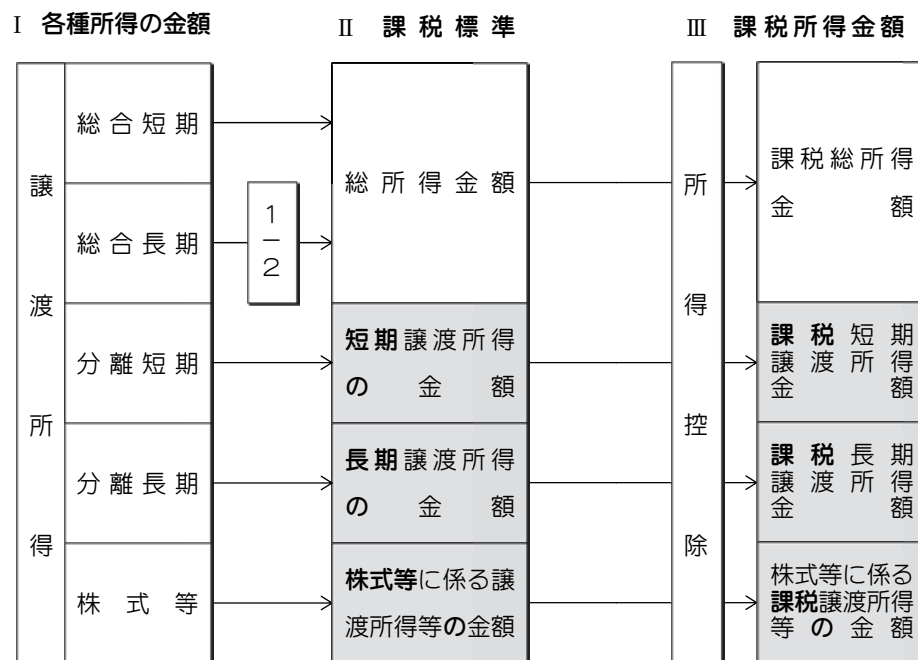
I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	1,500,000	I 総 合 (1) 譲渡損益 総 短 2,400,000 総 長 △400,000 (2) 内部通算 $2,400,000 - 400,000 = 2,000,000$ (総短) (3) 特別控除 $2,000,000 - 500,000 = 1,500,000$ (総短)
(分 離 長 期)	1,400,000	II 土地建物等 (1) 譲渡損益 分 短 △1,230,000 分 長 2,630,000 (2) 内部通算 $2,630,000 - 1,230,000 = 1,400,000$ (分長)

➡トレーニング 問題20

7 課税方法（法22、89、措法31、32、37の10）

(1) 総合短期	総合課税
(2) 総合長期	2分の1が総合課税
(3) 分離短期	課税標準…短期譲渡所得の金額 課税所得金額…課税短期譲渡所得金額
(4) 分離長期	課税標準…長期譲渡所得の金額 課税所得金額…課税長期譲渡所得金額
(5) 株式等	課税標準…株式等に係る譲渡所得等の金額 課税所得金額…株式等に係る課税譲渡所得等の金額



◆ それぞれの課税標準、課税所得金額の名称を覚えること。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

なお、所得控除額は 1,250,600円とする。

〔資 料〕

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
事 業 所 得	5,000,000	
譲 渡 所 得		
(総 合 短 期)	1,000,000	
(総 合 長 期)	2,000,000	
(分 離 短 期)	6,000,000	
(分 離 長 期)	7,000,000	
(株 式 等)	3,000,000	

解 説

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	7,000,000	$\text{事業} \quad \text{総短} \quad \text{総長}$ $5,000,000 + 1,000,000 + 2,000,000 \times \frac{1}{2} = 7,000,000$
短期譲渡所得の金額	6,000,000	
長期譲渡所得の金額	7,000,000	
株式等に係る譲渡所得等の金額	3,000,000	
合 計	23,000,000	

III 課税所得金額

課税総所得金額	5,749,000	所得控除 $7,000,000 - 1,250,600 = 5,749,000$
課税短期譲渡所得金額	6,000,000	
課税長期譲渡所得金額	7,000,000	
株式等に係る課税譲渡所得等の金額	3,000,000	

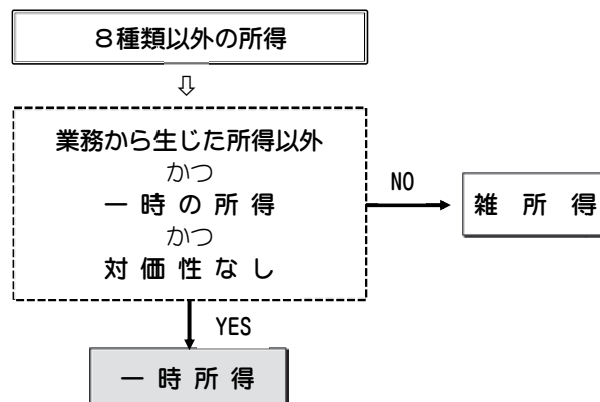
〔千円未満切捨〕

3-9 一時所得

1 意義（法34①）

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為（業務）から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

※ 8種類以外の所得のうち、業務から生じた所得以外の一時の所得で対価性がない所得である。



2 一時所得の例示（基通34-1）

- (1) 懸賞の賞金品、福引の当せん金品（業務上のものを除く）
- (2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金
- (3) 生命保険契約等に基づく一時金（業務上のものを除く）
- (4) 損害保険契約等に基づく満期返戻金
- (5) 遺失物拾得者報労金
- (6) 住民税の前納報奨金及び固定資産税（業務上のものを除く）の前納報奨金

3 所得の金額（法34②）

- (1) 総収入金額
- (2) 支出した金額
- (3) 特別控除額
(1)－(2)の金額と50万円のいずれか低い金額
- (4) (1)－(2)－(3) = 一時所得の金額

(1) 総収入金額

一時所得は、支払を受ける際に一定の額が源泉徴収されるものがある。

資料が税引後の手取金額で与えられている場合は、税込金額に戻して収入金額（総収入金額）を計算する。

$$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額（総収入金額）}$$

(2) 支出した金額

支出した金額は、収入金額との因果関係が薄いため、その収入を得るために直接支出した費用を個別対応的に認識する。

【例】 競馬の馬券の払戻金 … レースごと

(3) 特別控除額

一時所得は、最高50万円の特別控除が認められる。

但し、特別控除額を控除する前の所得の金額が限度とされる。

【例 示】 一時所得の総収入金額 2,000,000円、支出した金額 800,000円

- (1) 総収入金額 2,000,000円
- (2) 支出した金額 800,000円
- (3) 特別控除額
(1)－(2) ≥ 500,000円 ∴ 500,000円
- (4) (1)－(2)－(3) = 700,000円

4 課税方法（法22、89）

2分の1が総合課税とされ、超過累進税率により所得税が課税される。
 なお、源泉徴収税額は確定申告により精算される。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

- (1) 生命保険の満期一時金 4,000,000円

これに係る支出した金額（保険料）は 3,800,000円である。

- (2) 住民税の前納報奨金 8,000円

- (3) 競馬の馬券の払戻金 760,000円

Aレースに係るもので、馬券の購入代金は 26,000円である。

Bレースにも 18,000円で馬券を購入しているが、Bレースの払戻金はなかった。

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
一 時 所 得	442,000	(1) 総収入金額 生 保 報奨金 馬 券 $4,000,000 + 8,000 + 760,000 = 4,768,000$ (2) 支出した金額 生 保 馬 券 $3,800,000 + 26,000 = 3,826,000$ (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 442,000$

※ Bレースの馬券の購入代金は、支出した金額とはならない。

※ 一時所得は、**最高50万円の特別控除**を忘れないこと。

トレーニング 問題21

参考 一時所得の金額（法34②）

『一時所得の金額は、総収入金額から支出した金額を控除し、その**残額**から特別控除額（50万円限度）を控除した金額とする。』とある。

山林所得の④参考でも説明したように、一時所得が特別控除前に赤字となっている場合には、特別控除額を控除することはできない。

また、特別控除額は、特別控除前の残額を限度とすることから、その残額が50万円未満の場合には、その残額が特別控除額になる。

【例示①】

総収入金額 2,000,000円、支出した金額 1,600,000円 の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
一 時 所 得	0	(1) 総収入金額 2,000,000 (2) 支出した金額 1,600,000 (3) 特別控除額 $(1)-(2)=400,000 < 500,000 \quad \therefore 400,000$ (4) $(1)-(2)-(3) = 0$

【例示②】

総収入金額 1,000,000円、支出した金額 1,600,000円 の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
一 時 所 得	△600,000	(1) 総収入金額 1,000,000 (2) 支出した金額 1,600,000 (3) 特別控除額 $(1)-(2) < 0 \quad \therefore 0$ (4) $(1)-(2)-(3)=\triangle 600,000$

省略しても良い

3-10 雑所得

1 意義（法35①）

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得の**いずれにも該当しない所得**をいう。

※ これまでの各種所得に該当しないものは、すべて雑所得になる。

2 雑所得の例示（基通35-1、35-2）

1. 公的年金等

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法等に基づく年金
- (2) 退職年金、一時恩給以外の恩給等

2. その他の雑所得

(1) 利子所得、配当所得に該当しないものなど

- ① 学校債、組合債の利子
- ② 株主優待券など
- ③ 生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金
- ④ 還付加算金

(2) 事業から生じたと認められないもの

- ① 金銭の貸付けに係る所得（友人に対する貸付金利子など）
- ② 動産の貸付けに係る所得
- ③ 工業所有権（特許権等）の使用料に係る所得
- ④ 原稿料、講演料などに係る所得
- ⑤ 保有期間5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

3 所得の金額（法35②）

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
雑 所 得	×××	I 公的年金等 (1) 収入金額 (2) 公的年金等控除額 (3) (1)－(2) = ××× II その他の雑所得 (1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)－(2) = ××× III I + II = 雑所得の金額

※ 収入金額（総収入金額）

雑所得は、その支払を受ける際に、源泉徴収されるものがある。

資料が税引後の手取金額で与えられている場合は、税込金額に戻して収入金額（総収入金額）を計算する。

$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額（総収入金額）}$
--

※ 公的年金等控除額（次ページ **4**）

年齢及び収入金額に応じて、定められている。

最低、120万円（年齢65歳未満の者は 70万円）とされている。

4 公的年金等控除額（参考資料で与えられる）

65歳以上の者の収入金額	65歳未満の者の収入金額
(1) 330万円以下 120万円	(1) 130万円以下 70万円
(2) 330万円超、410万円以下 $50\text{万円} + (\text{収入金額} - 50\text{万円}) \times 25\%$	(2) 130万円超、410万円以下 $50\text{万円} + (\text{収入金額} - 50\text{万円}) \times 25\%$
(3) 410万円超、770万円以下 $140\text{万円} + (\text{収入金額} - 410\text{万円}) \times 15\%$	(3) 410万円超、770万円以下 $140\text{万円} + (\text{収入金額} - 410\text{万円}) \times 15\%$
(4) 770万円超 $194\text{万円} + (\text{収入金額} - 770\text{万円}) \times 5\%$	(4) 770万円超 $194\text{万円} + (\text{収入金額} - 770\text{万円}) \times 5\%$

〔例 示〕

1 年齢70歳、収入金額 3,500,000円

- (1) 収入金額 3,500,000円
- (2) 公的年金等控除額
 $500,000\text{円} + (3,500,000\text{円} - 500,000\text{円}) \times 25\% = 1,250,000\text{円}$
- (3) $(1) - (2) = \underline{2,250,000\text{円}}$

2 年齢60歳、収入金額 1,000,000円

- (1) 収入金額 1,000,000円
- (2) 公的年金等控除額
 $1,000,000\text{円} \leq 1,300,000\text{円} \quad \therefore 700,000\text{円}$
- (3) $(1) - (2) = \underline{300,000\text{円}}$

5 課税方法（法22、89）

総合課税とされ、超過累進税率により、所得税が課税される。
なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

設 例

次の資料に基づき、居住者甲（年齢67歳）の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

- (1) 厚生年金保険法に基づく年金 2,200,000円（税引前の金額）
 (2) 生命保険契約に基づく年金 1,600,000円（税引前の金額）

これに係る必要経費は 850,000円である。

〔参 考〕

公的年金等控除額（一部抜粋）

65歳以上の者の収入金額	65歳未満の者の収入金額
330万円以下 …… 120万円	130万円以下 …… 70万円

解 説

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
雑 所 得	1,750,000	I 公的年金等 (1) 収入金額 2,200,000 (2) 公的年金等控除額 1,200,000 (3) (1)－(2)＝1,000,000 II その他の雑所得 (1) 総収入金額 1,600,000 (2) 必要経費 850,000 (3) (1)－(2)＝750,000 III I＋II＝1,750,000

参 考 公的年金等に係る雑所得の金額（法35②）

『公的年金等に係る雑所得の金額は、収入金額から公的年金等控除額を控除した**残額**とする。』とある。

給与所得の①**参考**でも説明したように、「**金額**」はプラスとマイナスの両概念であるが、「**残額**」はプラスの概念である。

〔例 示〕

公的年金等の収入金額 1,000,000円、公的年金等控除額 1,200,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
雑 所 得	0	(1) 収入金額 1,000,000
		(2) 公的年金等控除額 1,200,000
		(3) (1)－(2) < 0 ∴ 0

トレーニング 問題22～25

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結・速修 P 1～P 5

年内上級講義 P 1～P 20

問題編



問題 1 各種所得の金額（シートあり）**基礎**

— ㊦ 4 分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分（平成27年分）の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

(1) 株式の剰余金の配当に係る所得	150,000円
(2) アパートの賃貸に係る所得	2,670,000円
(3) 製造業に係る所得	2,700,000円
(4) 給料収入に係る所得	2,075,000円
(5) 退職一時金に係る所得	1,800,000円
(6) 平成8年に取得した山林の譲渡に係る所得	4,300,000円
(7) 平成23年に取得した絵画の譲渡に係る所得	500,000円
(8) 平成14年に取得した骨とう品の譲渡に係る所得	2,580,000円
(9) 懸賞の賞金に係る所得	300,000円
(10) 厚生年金に係る所得	1,000,000円
(11) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	88,000円

問題 2 課税標準①（シートあり）**基礎**

— ㊦ 3 分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資 料〕 本年分の各種所得の金額

配当所得の金額	150,000円	譲渡所得の金額（総合短期）	500,000円
不動産所得の金額	2,670,000円	（総合長期）	2,580,000円
事業所得の金額	2,700,000円	一時所得の金額	300,000円
給与所得の金額	2,075,000円	雑所得の金額	1,088,000円
退職所得の金額	1,800,000円		
山林所得の金額	4,300,000円		

問題3 課税標準②（シートあり）**基礎**

— ㉞ 5分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

【資料】

(1) A株式会社から受けた給料及び賞与に係る所得	3,290,000円
(2) 貸家の貸付けに係る所得	1,638,000円
(3) 製造業に係る所得	15,068,340円
(4) 昭和61年に取得した山林の譲渡に係る所得	16,800,000円
(5) B株式会社から受けた剰余金の配当に係る所得	138,600円
(6) 平成16年に取得した宝石の譲渡に係る所得	238,000円
(7) 平成24年に取得した絵画の譲渡に係る所得	86,000円
(8) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	53,000円
(9) クイズの賞金に係る所得	390,000円

問題4 課税所得金額①（シートあり）**基礎**

— ㉞ 2分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

【資料】

- 甲の本年分の課税標準は次のとおりである。

(1) 総所得金額	10,623,000円
(2) 山林所得金額	4,300,000円
(3) 退職所得金額	1,800,000円
- 甲の本年分の所得控除額は 2,444,500円である。

問題5 課税所得金額②（シートあり）**基礎**

— ㉞ 7分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

〔資料〕

1. 甲の本年分の所得は次のとおりである。

(1) 卸売業に係る所得	9,360,520円
(2) A株式会社からの給料、賞与に係る所得	4,620,720円
(3) A株式会社からの退職金に係る所得	6,210,000円
(4) 平成13年に取得した書画の譲渡に係る所得	280,000円
(5) 懸賞クイズの当選金に係る所得	120,000円
(6) 国民年金に係る所得	162,000円
(7) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	38,621円

2. 甲の本年分の所得控除額は 2,480,000円である。

問題6 納付税額①（シートあり）**基礎**

— ㉞ 10分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

〔資料〕

1. 甲の本年分の課税所得金額は次のとおりである。

(1) 課税総所得金額	8,178,000円
(2) 課税山林所得金額	4,300,000円
(3) 課税退職所得金額	1,800,000円

2. 甲の本年分の配当控除額は 15,000円である。

3. 甲の本年分の源泉徴収税額は 1,045,620円である。

4. 甲が本年中に納付した予定納税額は 120,000円である。

《参考資料》所得税の速算表

課税総所得金額等	税率	控除額
1,950,000円以下	5 %	— 円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000 円
40,000,000円超	45 %	4,796,000 円

問題 7

納付税額②（シートあり）

基礎

— 15分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を、計算過程を明示して計算しなさい。

〔資 料〕

1. 甲の本年分の所得は次のとおりである。

(1) A株からの剰余金の配当に係る所得	120,000円
(2) 物品販売業に係る所得	2,000,000円
(3) 給与収入に係る所得	1,935,000円
(4) 退職手当に係る所得	4,500,000円
(5) 平成10年に取得した山林の譲渡に係る所得	21,500,000円
(6) 平成24年に取得した書画の譲渡に係る所得	520,000円
(7) クイズの賞金に係る所得	320,000円

2. 甲の本年分の所得控除額は 2,163,500円である。

3. 甲の本年分の配当控除額は 12,000円である。

4. 甲の本年分の源泉徴収税額は 1,946,250円である。

5. 甲が第1期及び第2期に納付した予定納税額は 800,000円である。

《参考資料》

所得税の速算表

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	— 円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000 円
40,000,000円超	45 %	4,796,000 円

問題8 **まとめ問題（シートあり）**
基礎

— ㉞20分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

〔資 料〕

1. 甲の本年分の所得は次のとおりである。

(1) アパートの貸付けに係る所得	9,320,451円
(2) 剰余金の配当に係る所得	260,040円
(3) 給料及び賞与に係る所得	3,650,467円
(4) 退職一時金に係る所得	6,280,000円
(5) 厚生年金に係る所得	160,800円
(6) クイズの賞金に係る所得	260,000円
(7) 昭和55年に取得した山林の譲渡に係る所得	26,280,600円
(8) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	268,356円
(9) 平成2年に取得した骨とう品の譲渡に係る所得	1,680,000円
(10) 平成24年に取得した絵画の譲渡に係る所得	120,000円

2. 甲の本年分の所得控除額は 2,380,000円である。

3. 甲の本年分の配当控除額は 13,002円である。

4. 甲の本年分の源泉徴収税額は 1,650,000円である。

5. 甲が本年中に納付した予定納税額は 160,000円である。

《参考資料》
所得税の速算表

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	— 円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000 円
40,000,000円超	45 %	4,796,000 円

問題9 利子所得**基礎**

— 5分 —

次の資料に基づき、A株式会社に勤務する居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

【資 料】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 定期預金の利子 | 74,750円（税引前の金額） |
| (2) 組合債の利子 | 26,800円 |
| (3) B社債の利子 | 58,750円（税引前の金額） |
| (4) 公社債投資信託の収益の分配 | 62,250円（税引前の金額） |

問題10 配当所得**基礎**

— 5分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

【資 料】

- | | |
|--|------------------|
| (1) A株からの剰余金の配当 | 160,000円（税引前の金額） |
| これは、A非上場株式に係るものであるが、甲はこの株式を借入金によって取得しており、これに係る本年分の利息として 23,900円支出している。 | |
| (2) 基金利息 | 163,625円（税引前の金額） |
| (3) B株からの剰余金の配当 | 152,775円（税引前の金額） |
| B非上場株式に係るものである。 | |

問題11 利子所得、配当所得**基礎**

— 7分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

- (1) 定期預金の利子 80,000円（所得税15,000円、住民税5,000円控除後の金額）
 (2) 公社債の利子 64,000円（所得税12,000円、住民税4,000円控除後の金額）
 (3) B株からの配当金 200,000円（所得税50,000円控除後の金額）

B株式は借入金によって取得しており、甲はこれに係る本年分の利息 40,000円を支出している。

- (4) 普通預金の利子 100,000円（所得税18,750円、住民税6,250円控除後の金額）
 (5) C株からの配当金 160,000円（所得税40,000円控除後の金額）

C株式は借入金によって取得しており、甲はこれに係る本年分の利息 20,000円を支出している。

- (6) 学校債の利子 29,000円

問題12 不動産所得**基礎**

— 3分 —

次の資料に基づき、アパートの貸付けを行っている居住者甲の本年分の不動産所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕 甲が作成した本年分の損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
	自本年1月1日	至本年12月31日	(単位：円)
諸 経 費	2,800,000	家 賃 収 入	15,000,000
当 年 利 益	17,200,000	礼 金 収 入	2,600,000
		敷 金 収 入	2,400,000
	20,000,000		20,000,000

(付記事項)

- 家賃収入は適正額である。
- 礼金収入及び敷金収入は、本年新たに賃貸借契約を締結した際に受領したものである。
 なお、敷金は解約時に全額返還するもので本年中に解約した者はいない。
- 諸経費は適正額である。

問題13

事業所得

基礎

— 10分 —

次の資料に基づき、物品販売業を営む居住者甲の本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕 甲の物品販売業に係る損益計算書

損 益 計 算 書			
自本年1月1日		至本年12月31日	(単位：円)
年初商品棚卸高	4,690,000	売上高	23,000,000
当年仕入高	19,680,000	年末商品棚卸高	6,389,000
営業費	4,400,000	雑収入	2,400,000
当年利益	3,019,000		
	31,789,000		31,789,000

(付記事項)

- 売上高は適正額である。
- 雑収入のうちには、取引先の非上場株式に係る剰余金の配当額 169,500円（源泉徴収税額 42,375円控除後の手取額）が含まれている。
- 年末商品棚卸高は、甲が選定している先入先出法による原価法により評価した適正額である。
- 営業費には、次に掲げる資産の減価償却費が計上されていない。

資 産	償 却 方 法	取 得 価 額	年初未償却残額	耐用年数	償却率
店 舗	旧定額法	32,000,000円	23,264,000円	39年	0.026
倉 庫	定額法	6,800,000円	6,591,466円	22年	0.046
車 両	定額法	2,360,000円	1,416,000円	5年	0.200

問題14 給与所得**基礎**

— ㊦ 3分 —

次の資料に基づき、A株式会社に勤務する居住者甲の本年分の給与所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

甲が本年中にA株式会社から受けた給与等は次のとおりである。

なお、すべて源泉徴収税額控除前の金額である。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 基本給 | 2,376,000円 |
| (2) 残業手当 | 150,000円 |
| (3) 扶養手当 | 240,000円 |
| (4) 住宅手当 | 180,000円 |
| (5) 賞与 | 1,400,000円 |

《参考資料》**給与所得控除額**

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超 ～ 360万円以下	(収入金額－ 180万円) ×30%＋ 72万円
360万円超 ～ 660万円以下	(収入金額－ 360万円) ×20%＋ 126万円
660万円超 ～ 1,000万円以下	(収入金額－ 660万円) ×10%＋ 186万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	(収入金額－ 1,000万円) × 5 %＋ 220万円
1,500万円超	2,450,000円

問題15 退職所得**基礎**

— ㊦ 3分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の退職所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

A株式会社に勤務する居住者甲は、本年6月30日付けで同社を定年退職し、退職手当として23,000,000円（源泉徴収税額控除前の金額）の支給を受けた。

なお、甲の同社における勤続年数は38年9カ月である。

問題16 給与所得、退職所得**基礎**

— ㊦ 5分 —

次の資料に基づき、A株式会社に勤務する居住者甲の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲は、A株式会社を本年4月30日付けで退職（勤続年数19年）しており、甲が本年中に同社から支給を受けた給与等は次のとおりである。

- (1) 給料及び賞与 2,060,520円（源泉徴収税額 59,480円控除後の手取額）
 (2) 退職手当 22,400,000円（源泉徴収税額 5,600,000円控除後の手取額）

《参考資料》**給与所得控除額**

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超 ～ 360万円以下	(収入金額－ 180万円) × 30% + 72万円
360万円超 ～ 660万円以下	(収入金額－ 360万円) × 20% + 126万円
660万円超 ～ 1,000万円以下	(収入金額－ 660万円) × 10% + 186万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	(収入金額－ 1,000万円) × 5% + 220万円
1,500万円超	2,450,000円

問題17 山林所得**基礎**

— ㊦ 5分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の山林所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲は、本年中に次に掲げる山林を譲渡している。

資 産	取 得 年 月	譲 渡 年 月	譲 渡 対 価	植林・育成費	譲 渡 費 用
A山林	平成13年5月	本年2月	38,400,000円	19,100,000円	642,500円
B山林	平成15年6月	本年9月	19,200,000円	9,980,400円	498,340円

問題18 **まとめ問題（シートあり）**
基礎

— ㊦20分 —

次の資料に基づき、小売業を営む居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資料Ⅰ〕 甲の小売業に係る損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自本年 1 月 1 日		至本年12月31日	
		(単位：円)	
年初商品棚卸高	6,290,000	売 上 高	42,659,000
当 年 仕 入 高	26,346,000	年末商品棚卸高	4,690,600
営 業 費	6,940,000	雑 収 入	5,260,000
当 年 利 益	13,033,600		
	52,609,600		52,609,600

(付記事項)

1. 売上高は適正額である。

2. 雑収入には次のものが含まれている。

- (1) 貸家の賃貸料収入 1,800,000円
- (2) A非上場株式の剰余金の配当 286,400円（源泉徴収税額71,600円控除後の手取額）
- (3) 普通預金の利子 32,900円（源泉徴収税額等8,225円控除後の手取額）

これは、事業用資金を銀行に預入れたことにより受けたものである。

3. 年末商品棚卸高は、甲が選定している最終仕入原価法による原価法により評価した適正額である。

4. 営業費には次のものが含まれている。

- (1) 貸家の賃貸に係る費用 627,811円
- (2) 借入金の利子 123,860円

これは、A株式の取得に際して借入れた借入金に係るものである。

5. 次に掲げる減価償却資産の償却費は営業費に含まれていない。

なお、甲は減価償却資産の償却方法について、店舗は旧定額法、車両は定率法、備品は定額法を選定している。

種 類	取 得 年 月	取 得 価 額	年初未償却残額	耐用年数	償却率
店 舗	H19. 1	15,000,000円	10,464,000円	24年	0.042
車 両	H25. 10	1,034,436円	558,595円	5 年	0.400
備 品	H26. 4	2,250,000円	1,912,500円	5 年	0.200

〔資料Ⅱ〕

甲は、A社に勤務しており、本年中に受けた給与は 485,000円（源泉徴収税額 35,000円控除後の金額）である。

〔資料Ⅲ〕

甲は、平成17年に 3,740,000円で取得した山林を、本年8月に 5,780,000円で譲渡しており、この際に譲渡費用 140,000円を支出している。

なお、取得から譲渡までの期間の管理・育成費用は 640,000円である。

《参考資料》

給与所得控除額

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超 ～ 360万円以下	(収入金額－ 180万円) ×30%＋ 72万円
360万円超 ～ 660万円以下	(収入金額－ 360万円) ×20%＋ 126万円
660万円超 ～ 1,000万円以下	(収入金額－ 660万円) ×10%＋ 186万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	(収入金額－ 1,000万円) × 5 %＋ 220万円
1,500万円超	2,450,000円

問題19 **譲渡所得①**
基礎

— 10分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の譲渡所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲は、本年中に次に掲げる資産を譲渡している。

資 産	取 得 年 月	譲 渡 年 月	譲 渡 代 金	取 得 価 額	譲 渡 費 用
別 荘	H23. 4	H27. 11	12,000,000円	10,000,000円	600,000円
別荘の敷地	H20. 9	H27. 11	15,000,000円	13,000,000円	750,000円
営業用車両	H24. 11	H27. 10	1,100,000円	1,980,000円	40,000円
絵 画	H14. 3	H27. 4	1,600,000円	540,000円	—— 円
A 株 式 (非上場)	H20. 4	H27. 7	2,400,000円	1,250,000円	89,050円

(注) 1 別荘と同種の減価償却資産の耐用年数は22年である。

※ 旧定額法償却率 22年 … 0.046 33年 … 0.031

2 営業用車両は、取得後直ちに業務の用に供していたもので、この営業用車両の譲渡直前の未償却残額は 910,800円である。

問題20 譲渡所得②**基礎**

— ㉞ 7 分 —

次の【設問】に基づき、居住者甲のそれぞれの譲渡所得の金額を計算しなさい。

【設問 1】

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 総合短期の譲渡損 | △ 400,000円 |
| (2) 総合長期の譲渡益 | 200,000円 |
| (3) 分離短期の譲渡益 | 800,000円 |
| (4) 分離長期の譲渡益 | 8,000,000円 |
| (5) 非上場株式の譲渡益 | 246,000円 |

【設問 2】

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 総合短期の譲渡損 | △ 400,000円 |
| (2) 総合長期の譲渡益 | 800,000円 |
| (3) 分離長期の譲渡益 | 200,000円 |

【設問 3】

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 総合短期の譲渡益 | 400,000円 |
| (2) 総合長期の譲渡益 | 600,000円 |
| (3) 分離短期の譲渡損 | △ 4,000,000円 |
| (4) 分離長期の譲渡益 | 3,000,000円 |

問題21 一時所得**基礎**

— ㉞ 7 分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の一時所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕

甲の本年分の所得は次のとおりである。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) Aレースに係る競馬の馬券の払戻金 | 2,112,000円 |
|----------------------|------------|

なお、馬券の購入代金としてAレースに 200,000円、Bレースに 400,000円を支出している。

- | | |
|-----------------|----------|
| (2) クイズの賞金 | 500,000円 |
| (3) 固定資産税の前納報奨金 | 4,800円 |

これは、甲の住宅に係るものである。

- | | |
|---------------------|------------|
| (4) 生命保険契約に基づく満期一時金 | 6,000,000円 |
|---------------------|------------|

これに係る支出した金額は 5,200,000円である。

問題22

雑所得

基礎

— 10分 —

次の資料に基づき、居住者甲（年齢68歳）の本年分の雑所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

甲の本年分の所得は次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 学校債の利子 | 196,000円 |
| (2) 生命保険契約に基づく年金 | 600,000円（源泉徴収税額控除前の金額） |
| これに係る必要経費は 200,000円である。 | |
| (3) 厚生年金保険法に基づく老齢年金 | 2,000,000円（源泉徴収税額控除前の金額） |
| (4) 前年分所得税の還付加算金 | 8,900円 |
| (5) 趣味で寄稿している雑誌の原稿料収入 | 240,000円（源泉徴収税額控除前の金額） |
| これに係る必要経費は 110,000円である。 | |

《参考資料》

公的年金等控除額

65歳以上の場合	65歳未満の場合
公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
(1) 330万円以下 120万円	(1) 130万円以下 70万円
(2) 330万円超～410万円以下 $50\text{万円} + (\text{収入金額} - 50\text{万円}) \times 25\%$	(2) 130万円超～410万円以下 $50\text{万円} + (\text{収入金額} - 50\text{万円}) \times 25\%$
(3) 410万円超～770万円以下 $140\text{万円} + (\text{収入金額} - 410\text{万円}) \times 15\%$	(3) 410万円超～770万円以下 $140\text{万円} + (\text{収入金額} - 410\text{万円}) \times 15\%$
(4) 770万円超 $194\text{万円} + (\text{収入金額} - 770\text{万円}) \times 5\%$	(4) 770万円超 $194\text{万円} + (\text{収入金額} - 770\text{万円}) \times 5\%$

問題23 所得区分①**基礎**

— ㊦ 10分 —

次に掲げる所得の所得区分を答えなさい。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 定期預金の利子 | 16. C社債の利子 |
| 2. A社に勤務したことによる給与 | 17. 遺失物拾得者が受ける報労金 |
| 3. 土地の譲渡益 | 18. 会社の役員が、株主総会の決議により取得した役員賞与 |
| 4. 商品の販売収入 | 19. 保有期間3年（事業所得に該当しない）の山林の譲渡収入 |
| 5. 友人に対する貸付金の利子
※ 事業所得には該当しない。 | 20. 物品販売業に係る所得 |
| 6. 競馬の馬券の払戻金 | 21. アパートの賃貸料収入 |
| 7. 国債の利子 | 22. 農業から生ずる所得 |
| 8. 保有期間8年の山林の売却収入 | 23. 議員報酬 |
| 9. 賞 与 | 24. 店舗の売却収入 |
| 10. 製造業に係る所得 | 25. 公社債投資信託の収益の分配 |
| 11. 航空機の貸付けによる所得 | 26. 退職に伴い受ける功労金に係る所得 |
| 12. B社から受けた配当金 | 27. クイズの賞金 |
| 13. 退職により受けた一時金 | 28. 自社退職年金に係る所得 |
| 14. 居住用家屋及び敷地の売却収入 | |
| 15. 基金利息 | |

問題24 所得区分②**応用**

— 7分 —

次に掲げる所得の所得区分を答えなさい。

1. 総トン数20トン未満の船舶の貸付けに係る所得
2. 組合債の利子
3. 法人の従業員の社内預金の利子
4. 船舶を譲渡したことによる所得
5. 建物を賃貸する場合に取得する権利金に係る所得
6. 事業用資金を銀行に預金したことによる預金利子
7. 別荘の譲渡による所得
8. 還付加算金
9. 保有期間が5年を超える山林（立木部分）の売却による所得
10. 山林（土地部分）の売却による所得
11. 事業用固定資産の譲渡による所得
12. 土地の貸付けによる地代収入
13. 原稿の報酬
14. 厚生年金に係る所得

問題25 まとめ問題（シートあり）

基礎

— 30分 —

次の資料に基づき、物品販売業を営む居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

【資料 1】

甲の営む物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自本年 1 月 1 日		至本年12月31日	
		(単位：円)	
年初商品棚卸高	2,500,000	売 上 高	42,395,000
当 年 仕 入 高	28,000,000	年末商品棚卸高	3,300,000
営 業 費	31,196,586	雑 収 入	44,558,000
当 年 利 益	28,556,414		
	90,253,000		90,253,000

(付記事項)

- 売上高は適正額である。
- 年末商品棚卸高は、甲が選定している総平均法に基づく原価法により評価した適正額である。
- 雑収入には次のものが含まれている。
 - 公社債投資信託の収益の分配 128,000円（源泉徴収税額等32,000円控除後の手取額）
これは、事業上の余裕資金で行った公社債投資信託に係るものである。
 - 貸家の賃貸収入 1,750,000円
 - 山林の売却代金 40,000,000円
これは、平成13年に取得した山林の譲渡に係るものである。
- 営業費には次のものが含まれている。
 - 貸家の賃貸に係る経費 600,000円
 - 譲渡した山林の植林費及び育成費 19,000,000円
 - 譲渡した山林の伐採・譲渡費用 2,300,000円
- 営業費には、次に掲げる資産の減価償却費が計上されていない。
なお、甲は減価償却資産の償却方法につき、旧定額法及び定額法を選定している。

資 産	取 得 年 月	取 得 価 額	年初未償却残額	耐用年数	償却率
店 舗	平成18年10月	19,000,000円	13,074,850円	24年	0.042
車 両	平成26年12月	3,480,000円	3,431,570円	6 年	0.167
備 品	平成26年 7 月	1,500,000円	1,350,000円	5 年	0.200

【資料 2】

甲は、物品販売業を営むかたわら、Z社の非常勤役員をしていたが、本年6月30日をもって退職（勤続年数21年1カ月）した。甲が本年中に支払を受けた給与等及び退職手当金は次のとおりである。

なお、すべて税込金額である。

1. 基本給	1,750,000円
2. 残業手当	150,000円
3. 扶養手当	700,000円
4. 賞与	500,000円
5. 退職手当金	25,000,000円

【資料 3】

甲は本年中に次の資産を譲渡している。

資 産	取得年月	譲渡年月	譲 渡 代 金	取 得 価 額	譲渡費用	備 考
別 荘	H18. 6	H27. 7	4,500,000円	7,900,000円	225,000円	(注1)
別荘の敷地	H18. 6	H27. 7	10,700,000円	6,380,000円	535,000円	—
骨とう品	H10. 9	H27. 3	3,500,000円	1,340,000円	— 円	—
A 株 式	H18. 8	H27. 9	2,350,000円	1,895,300円	52,500円	(注2)

(注1) 別荘と同種の減価償却資産の耐用年数は20年である。

※ 旧定額法償却率 20年 … 0.050 30年 … 0.034

(注2) A株式は非上場株式である。

【資料 4】

甲は上記のほか本年中に次の所得がある。

(1) クイズの賞金収入	960,000円
上記金額は、源泉徴収税額控除前の金額である。	
(2) 友人に対する貸付金の利子	38,000円
(3) 前年分所得税の還付加算金	2,900円

【資料 5】

本年分の所得控除額の合計額は 2,655,000円である。

《参考資料》

給与所得控除額

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超 ～ 360万円以下	(収入金額－ 180万円) ×30%＋ 72万円
360万円超 ～ 660万円以下	(収入金額－ 360万円) ×20%＋ 126万円
660万円超 ～ 1,000万円以下	(収入金額－ 660万円) ×10%＋ 186万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	(収入金額－ 1,000万円) × 5 %＋ 220万円
1,500万円超	2,450,000円

解答編



問題 1

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	150,000	
不 動 産 所 得	2,670,000	
事 業 所 得	2,700,000	
給 与 所 得	2,075,000	
退 職 所 得	1,800,000	
山 林 所 得	4,300,000	
譲 渡 所 得		
(総 合 短 期)	500,000	
(総 合 長 期)	2,580,000	
一 時 所 得	300,000	
雑 所 得	1,088,000	1. 公的年金等 1,000,000 2. その他の雑所得 88,000 3. 1 + 2 = 1,088,000

【解答への道】

各種所得の金額の計算上の注意点

(1) 譲渡所得は、譲渡した資産の保有期間に応じ総合短期又は総合長期に区分し、それぞれ別個に認識する。

絵画の譲渡は、保有期間が5年以下であるため総合短期に該当し、骨とう品の譲渡は、保有期間が5年超であるため総合長期に該当する。

(2) 雑所得は、公的年金等とその他の雑所得に区分し、それぞれの合計額を雑所得の金額として認識する。

問題2

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	10,623,000	$150,000 + 2,670,000 + 2,700,000 + 2,075,000 + 500,000$ $+ (2,580,000 + 300,000) \times \frac{1}{2} + 1,088,000 = 10,623,000$
山 林 所 得 金 額	4,300,000	
退 職 所 得 金 額	1,800,000	
合 計	16,723,000	

【解答への道】

各課税標準の名称及び計算

総 所 得 金 額	山林所得及び退職所得以外の各種所得の金額を総合(合算)する。 なお、総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1後の金額を総合(合算)する。
山林所得金額	山林所得の金額を転記する。
退職所得金額	退職所得の金額を転記する。

問題3

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	138,600	
不 動 産 所 得	1,638,000	
事 業 所 得	15,068,340	
給 与 所 得	3,290,000	
山 林 所 得	16,800,000	
譲 渡 所 得		
(総 合 短 期)	86,000	
(総 合 長 期)	238,000	
一 時 所 得	390,000	
雑 所 得	53,000	

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	20,587,940	$138,600 + 1,638,000 + 15,068,340 + 3,290,000 + 86,000$
山林所得金額	16,800,000	$+ (238,000 + 390,000) \times \frac{1}{2} + 53,000 = 20,587,940$
合 計	37,387,940	

問題4

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額	8,178,000	$10,623,000 - 2,444,500 = 8,178,000$ 〔千円未満切捨〕
課税山林所得金額	4,300,000	
課税退職所得金額	1,800,000	

【解答への道】

各課税所得金額の名称及び計算

課税総所得金額	総所得金額から所得控除額の合計額を控除する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。
課税山林所得金額	山林所得金額を転記する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。
課税退職所得金額	退職所得金額を転記する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。

問題5

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
事 業 所 得	9,360,520	
給 与 所 得	4,620,720	
退 職 所 得	6,210,000	
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	280,000	
一 時 所 得	120,000	
雑 所 得	200,621	1. 公的年金等 162,000 2. その他の雑所得 38,621 3. 1 + 2 = 200,621

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	14,381,861	$9,360,520 + 4,620,720 + (280,000 + 120,000) \times \frac{1}{2}$ $+ 200,621 = 14,381,861$
退 職 所 得 金 額	6,210,000	
合 計	20,591,861	

III 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 総 所 得 金 額	11,901,000	$14,381,861 - 2,480,000 = 11,901,000$ 〔千円未満切捨〕
課 税 退 職 所 得 金 額	6,210,000	

【解答への道】

- 国民年金は、雑所得の公的年金等として課税される。
- 総所得金額から所得控除額を控除して、課税総所得金額を計算する。
 その際に、千円未満の端数がある場合には切り捨てる。

問題6

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	1,549,940	(1) 課税総所得金額に対する所得税額 $8,178,000 \times 23\% - 636,000 = 1,244,940$ (2) 課税山林所得金額に対する所得税額 $4,300,000 \times \frac{1}{5} = 860,000$ $860,000 \times 5\% = 43,000$ $43,000 \times 5 = 215,000$ (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 $1,800,000 \times 5\% = 90,000$ (4) (1) + (2) + (3) = 1,549,940
配 当 控 除 額	15,000	
源 泉 徴 収 税 額	1,045,620	
申 告 納 税 額	489,300	[百円未満切捨]
予 定 納 税 額	120,000	
第 3 期 納 付 税 額	369,300	

【解答への道】

納付税額の計算の流れ

算 出 税 額	(1) 課税総所得金額に対する所得税額 $\text{課税総所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額} = \times \times$ (2) 課税山林所得金額に対する所得税額 $\text{課税山林所得金額} \times \frac{1}{5} = [A]$ $[A] \times \text{税率} - \text{控除額} = [B]$ $[B] \times 5 = \times \times$ (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 $\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額} = \times \times$ (4) (1) + (2) + (3) = 算出税額
税 額 控 除 額	配当控除額などの金額を記載する。
源 泉 徴 収 税 額	配当金などの支払の際天引きされた金額を転記する。
申 告 納 税 額	$\text{算出税額} - \text{税額控除額} - \text{源泉徴収税額} = \text{申告納税額}$ ※ 申告納税額に百円未満の端数がある場合には、その端数を切捨てる。
予 定 納 税 額	第1期及び第2期に納付した予定納税額を転記する。
第 3 期 納 付 税 額	$\text{申告納税額} - \text{予定納税額} = \text{第3期納付税額}$

問題 7

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	120,000	
事 業 所 得	2,000,000	
給 与 所 得	1,935,000	
退 職 所 得	4,500,000	
山 林 所 得	21,500,000	
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	520,000	
一 時 所 得	320,000	

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	4,735,000	$120,000 + 2,000,000 + 1,935,000 + 520,000 + 320,000 \times \frac{1}{2}$ $= 4,735,000$
山 林 所 得 金 額	21,500,000	
退 職 所 得 金 額	4,500,000	
合 計	30,735,000	

III 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 総 所 得 金 額	2,571,000	$4,735,000 - 2,163,500 = 2,571,000$ [千円未満切捨]
課 税 山 林 所 得 金 額	21,500,000	
課 税 退 職 所 得 金 額	4,500,000	

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	2,794,600	(1) 課税総所得金額に対する所得税額 $2,571,000 \times 10\% - 97,500 = 159,600$ (2) 課税山林所得金額に対する所得税額 $21,500,000 \times \frac{1}{5} = 4,300,000$ $4,300,000 \times 20\% - 427,500 = 432,500$ $432,500 \times 5 = 2,162,500$ (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 $4,500,000 \times 20\% - 427,500 = 472,500$ (4) (1) + (2) + (3) = 2,794,600
配 当 控 除 額	12,000	
源 泉 徴 収 税 額	1,946,250	
申 告 納 税 額	836,300	[百円未満切捨]
予 定 納 税 額	800,000	
第 3 期 納 付 税 額	36,300	

【解答への道】

1. 書画の譲渡は保有期間が5年以下のため、総合短期となる。
2. クイズの賞金は一時所得となり、総所得金額を計算する際に2分の1してから合算する。
3. 課税標準では、全体の合計額（課税標準の合計額）を計算する。
4. 総所得金額から所得控除額を控除し、課税総所得金額を計算する。
その際に、千円未満の端数がある場合には切り捨てる。
5. 課税総所得金額及び課税退職所得金額は速算表にそのまま当てはめて税額を計算する。
課税山林所得金額は5分5乗方式により計算する。
6. 申告納税額では百円未満を切り捨てる。

問題 8

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	260,040	
不 動 産 所 得	9,320,451	
給 与 所 得	3,650,467	
退 職 所 得	6,280,000	
山 林 所 得	26,280,600	
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	120,000	
(総 合 長 期)	1,680,000	
一 時 所 得	260,000	
雑 所 得	429,156	1. 公的年金等 160,800 2. その他の雑所得 268,356 3. $1 + 2 = 429,156$

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	14,750,114	$260,040 + 9,320,451 + 3,650,467 + 120,000 + (1,680,000 + 260,000) \times \frac{1}{2} + 429,156 = 14,750,114$
山 林 所 得 金 額	26,280,600	
退 職 所 得 金 額	6,280,000	
合 計	47,310,714	

III 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 総 所 得 金 額	12,370,000	$14,750,114 - 2,380,000 = 12,370,000$ 〔千円未満切捨〕
課 税 山 林 所 得 金 額	26,280,000	
課 税 退 職 所 得 金 額	6,280,000	

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	6,493,100	(1) 課税総所得金額に対する所得税額 $12,370,000 \times 33\% - 1,536,000 = 2,546,100$ (2) 課税山林所得金額に対する所得税額 $26,280,000 \times \frac{1}{5} = 5,256,000$ $5,256,000 \times 20\% - 427,500 = 623,700$ $623,700 \times 5 = 3,118,500$ (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 $6,280,000 \times 20\% - 427,500 = 828,500$ (4) (1) + (2) + (3) = 6,493,100
配 当 控 除 額	13,002	
源 泉 徴 収 税 額	1,650,000	
申 告 納 税 額	4,830,000	〔百円未満切捨〕
予 定 納 税 額	160,000	
第 3 期 納 付 税 額	4,670,000	

問題 9

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (195,750)	① 定期預金の利子 74,750 (源分) ② B社債の利子 58,750 (源分) ③ 公社債投資信託の収益の分配 62,250 (源分)
雑 所 得	26,800	組合債の利子 26,800

【解答への道】

1. 利子所得に該当するものは限定されているため、暗記をしておくこと。
2. 利子所得の金額は、次の算式で計算する。

収入金額

3. 利子所得に該当するものは、その支払の際に源泉徴収がされるため、仮に資料が税引後の手取額で与えられた場合には、税込金額に戻して収入金額を計算する。
4. 組合債の利子や学校債の利子は源泉徴収されず、雑所得として総合課税される。
5. 摘要欄及び金額欄の記載の仕方に注意すること。

問題10

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	452,500	(1) 収入金額 (合計 476,400) ① A株からの剰余金の配当 160,000 ② 基金利息 163,625 ③ B株からの剰余金の配当 152,775 (2) 負債の利子 23,900 (3) (1)－(2)＝452,500

【解答への道】

- 1 配当所得に該当するものは限定されているため、暗記をしておくこと。
- 2 配当所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{収入金額} - \text{負債の利子}$$

- 3 配当所得に該当するものは、原則としてその支払いを受ける際に所得税が20%源泉徴収されるため、仮に資料が税引後の手取額で与えられた場合には、税込金額に戻して収入金額を計算する。
- 4 配当等が複数ある場合には、収入金額のタイトルの横に合計額を表すこと。

問題11

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (305,000)	① 定期預金の利子 $80,000 + 15,000 + 5,000 = 100,000$ (源分) ② 公社債の利子 $64,000 + 12,000 + 4,000 = 80,000$ (源分) ③ 普通預金の利子 $100,000 + 18,750 + 6,250 = 125,000$ (源分)
配 当 所 得	390,000	(1) 収入金額 (合計 450,000) ① B株からの配当 $200,000 + 50,000 = 250,000$ ② C株からの配当 $160,000 + 40,000 = 200,000$ (2) 負債の利子 $40,000 + 20,000 = 60,000$ (3) (1) - (2) = 390,000
雑 所 得	29,000	学校債の利子 29,000

【解答への道】

- 1 利子所得及び配当所得の金額は、その支払いを受ける際に源泉徴収がされるため、税引後の手取額は、税込金額に戻して収入金額を計算する。
- 2 利子所得は源泉分離課税となり、配当所得は総合課税となるため、解答の表記方法に注意する。
- 3 学校債の利子は、雑所得（源泉徴収なし）となる。

問題12

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
不 動 産 所 得	14,800,000	(1) 総収入金額 (合計 17,600,000) ① 家賃収入 15,000,000 ② 礼金収入 2,600,000 (2) 必要経費 2,800,000 (3) (1) - (2) = 14,800,000

【解答への道】

- 1 不動産所得に該当するものは、不動産等の貸付けによる所得である。
- 2 不動産所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

- 3 総収入金額には家賃収入や礼金収入などが算入されるが、敷金は預り金であるため、原則として総収入金額に算入しない。

問題13

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	211,875	取引先の株式の配当 $169,500 + 42,375 = 211,875$
事 業 所 得	1,315,900	(1) 総収入金額 (合計 25,230,500) ① 売上高 $23,000,000$ ② 雑収入 $2,400,000 - 169,500 = 2,230,500$ (2) 必要経費 (合計 23,914,600) ① 売上原価 $4,690,000 + 19,680,000 - 6,389,000 = 17,981,000$ ② 営業費 $4,400,000$ ③ 減価償却費 (合計 1,533,600) イ 店 舗 $32,000,000 \times 0.9 \times 0.026 = 748,800$ ロ 倉 庫 $6,800,000 \times 0.046 = 312,800$ ハ 車 両 $2,360,000 \times 0.200 = 472,000$ (3) (1) - (2) = 1,315,900

【解答への道】

- 雑収入に含まれている剰余金の配当は、配当所得であるため雑収入から控除する。
- 売上原価は、次の算式により計算する。

$$\text{年初棚卸高} + \text{当年仕入高} - \text{年末棚卸高 (実地棚卸)} = \text{売上原価}$$

- 減価償却費は、次の算式により計算する。

- (1) 旧定額法 (平成19年3月31日以前取得) ⇨ 店舗

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率}$$

- (2) 定額法 (平成19年4月1日以後取得) ⇨ 倉庫、車両

$$\text{取得価額} \times \text{定額法償却率}$$

問題14

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
給 与 所 得	2,936,800	(1) 収入金額 $2,376,000 + 150,000 + 240,000 + 180,000 + 1,400,000$ $= 4,346,000$ (2) 給与所得控除額 $(4,346,000 - 3,600,000) \times 20\% + 1,260,000$ $= 1,409,200$ (3) $(1) - (2) = 2,936,800$

【解答への道】

- 1 給与所得に該当するものは給料、賞与、〇〇手当（扶養手当など）などによる所得である。
- 2 給与所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

- 3 給与所得控除額は参考資料で与えられるため、算出できるようにすること。

問題15

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
退 職 所 得	850,000	(1) 収入金額 23,000,000 (2) 退職所得控除額 ※ 8,000,000 + 700,000 × (39年 - 20年) = 21,300,000 ※ 38年9カ月⇒39年 (1年未満切上) (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 850,000$

【解答への道】

- 1 退職所得に該当するものは、退職により一時に受ける給与などによるものである。
- 2 退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じて計算する。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

- 3 退職所得控除額を求められるようにすること。

勤続年数【A】	退 職 所 得 控 除 額
20年以下	40万円 × 【A】 (最低80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (【A】 - 20年)

※ 勤続年数の1年未満の端数は切り上げる。

問題16

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
給 与 所 得	1,304,000	(1) 収入金額 $2,060,520 + 59,480 = 2,120,000$ (2) 給与所得控除額 $(2,120,000 - 1,800,000) \times 30\% + 720,000 = 816,000$ (3) (1) - (2) = 1,304,000
退 職 所 得	10,200,000	(1) 収入金額 $22,400,000 + 5,600,000 = 28,000,000$ (2) 退職所得控除額 $400,000 \times 19\text{年} = 7,600,000$ (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 10,200,000$

【解答への道】

収入金額の資料が、源泉徴収税額控除後の手取額で与えられている場合には、税込金額に戻して収入金額を計算する。

$$\text{手取金額} + \text{源泉徴収税額} = \text{収入金額}$$

問題17

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
山 林 所 得	26,878,760	(1) 総収入金額 (合計 57,600,000) ① A山林 38,400,000 ② B山林 19,200,000 (2) 必要経費 (合計 30,221,240) ① A山林 $19,100,000 + 642,500 = 19,742,500$ ② B山林 $9,980,400 + 498,340 = 10,478,740$ (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 26,878,760$

【解答への道】

- 山林所得に該当するものは保有期間が5年を超える山林の譲渡などによるものである。
- 山林所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円特別控除額}$$

(1) 総収入金額

保有期間が5年を超える山林の譲渡代金を総収入金額に算入する。

(2) 必要経費

譲渡した山林についてこれまでにかった費用の累積額（植林・育成費・譲渡費用）を必要経費に算入する。

(3) 特別控除額

最大50万円であるが、総収入金額から必要経費を控除した金額が限度となる。

問題18

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (41,125)	普通預金の利子 $32,900 + 8,225 = 41,125$ (源分)
配 当 所 得	234,140	(1) 収入金額 $286,400 + 71,600 = 358,000$ (2) 負債の利子 123,860 (3) (1) - (2) = 234,140
不 動 産 所 得	1,172,189	(1) 総収入金額 1,800,000 (2) 必要経費 627,811 (3) (1) - (2) = 1,172,189
事 業 所 得	10,425,533	(1) 総収入金額 (合計 45,799,700) ① 売上高 42,659,000 ② 雑収入 $5,260,000 - 1,800,000 - 286,400 - 32,900$ $= 3,140,700$ (2) 必要経費 (合計 35,374,167) ① 売上原価 $6,290,000 + 26,346,000 - 4,690,600 = 27,945,400$ ② 営業費 $6,940,000 - 627,811 - 123,860 = 6,188,329$ ③ 減価償却費 (合計 1,240,438) イ 店 舗 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.042 = 567,000$ ロ 車 両 $558,595 \times 0.400 = 223,438$ ハ 備 品 $2,250,000 \times 0.200 = 450,000$ (3) (1) - (2) = 10,425,533

給 与 所 得	0	(1) 収入金額 $485,000 + 35,000 = 520,000$ (2) 給与所得控除額 $520,000 \times 40\% < 650,000 \quad \therefore 650,000$ (3) $(1) - (2) < 0 \quad \therefore 0$
山 林 所 得	760,000	(1) 総収入金額 $5,780,000$ (2) 必要経費 $3,740,000 + 640,000 + 140,000 = 4,520,000$ (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 760,000$

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	11,831,862	$234,140 + 1,172,189 + 10,425,533 = 11,831,862$
山 林 所 得 金 額	760,000	
合 計	12,591,862	

【解答への道】

- 事業所得に該当するものは小売業など事業による所得である。
なお、不動産貸付業は事業所得にはならない（不動産所得となる）ため、注意すること。
- 事業所得の金額は、次の算式で計算する。

総収入金額－必要経費

なお、所得税では所得の発生源泉別に所得を区分するため次のようなものには注意すること。

- 貸家の賃貸料収入は不動産所得の総収入金額に計上する。
なお、賃貸に係る費用があるため、営業費から控除し、不動産所得の必要経費に算入する。
- 剰余金の配当は配当所得の収入金額に計上する。
なお、A株式の取得に際して借り入れた借入金の利子があるため、営業費から控除し、配当所得の負債の利子に計上する。
- 預金の利子は利子所得の収入金額に計上する。

- 3 売上原価は、次の算式により計算する。

$$\text{年初棚卸高} + \text{当年仕入高} - \text{年末棚卸高（実地棚卸）} = \text{売上原価}$$

- 4 減価償却費は、次の算式により計算する。

(1) 定額法

$$\text{取得価額} \times \text{定額法償却率（新・旧）} \times \frac{\text{業務供用月数（1月未満切上）}}{12}$$

（注）平成19年3月31日以前取得のものは取得価額に0.9を乗じる

(2) 定率法

$$\text{年初未償却残額} \times \text{定率法償却率（新・旧）} \times \frac{\text{業務供用月数（1月未満切上）}}{12}$$

- 5 給与所得の金額は、次の算式で計算するが、その金額がマイナスとなるときは、ゼロとなる。

$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

なお、収入金額が、源泉徴収税額控除後の金額であるときは、税込金額に戻して計算する。

また、給与所得控除額の最低額は65万円である。

- 6 山林所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円特別控除額}$$

なお、山林所得の必要経費は、取得から譲渡までにかかった費用の累積額となるため、取得、育成、管理、譲渡の費用の総額となる。

また、山林所得は、他の所得と総合せず、分離課税となることに注意する。

問題19

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	709,200	I 総 合 (1) 譲渡損益 ① 総短 (営業用車両) $1,100,000 - (910,800 + 40,000) = 149,200$ ② 総長 (絵画) $1,600,000 - 540,000 = 1,060,000$ (2) 特別控除 $149,200 - 149,200 = 0 \text{ (総短)}$ $1,060,000 - (500,000 - 149,200) = 709,200 \text{ (総長)}$
(分 離 短 期)	2,795,000	II 土地建物等 ① 分短 (別荘) $12,000,000 - (8,605,000 + 600,000) = 2,795,000$ ※ 22年$\times$1.5=33年 $\therefore$ 0.031 H23. 4$\sim$H27. 11$\Rightarrow$ 5年 (6 月以上切上) $10,000,000 - 10,000,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 5 \text{ 年}$ $= 8,605,000$ ② 分長 (別荘の敷地) $15,000,000 - (13,000,000 + 750,000) = 1,250,000$
(分 離 長 期)	1,250,000	
(株 式 等)	1,060,950	III 株式等 $2,400,000 - (1,250,000 + 89,050) = 1,060,950$

【解答への道】

1 区 分

譲渡所得の金額は譲渡した資産を次のように区分して計算する。

なお、(1)及び(2)は総合として、(3)及び(4)は土地建物等として、(5)は株式等として計算する。

- (1) 総合短期 … 下記(3)～(5)以外の資産の譲渡で保有期間が5年以下のもの
- (2) 総合長期 … 下記(3)～(5)以外の資産の譲渡で保有期間が5年超のもの
- (3) 分離短期 … 土地等又は建物等の譲渡で譲渡年の1月1日における所有期間が5年以下
(平成22年以後取得)のもの
- (4) 分離長期 … 土地等又は建物等の譲渡で譲渡年の1月1日における所有期間が5年超
(平成21年以前取得)のもの
- (5) 株式等 … 株式や出資持分などの譲渡

2 総 合 (営業用車両、絵画)

次の算式で譲渡損益を計算する。

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

なお、50万円特別控除の適用があり、総合短期⇒総合長期の順で控除する。

3 土地建物等 (別荘、別荘の敷地)

次の算式で譲渡損益を計算する。

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

なお、別荘は減価する資産であるため、減価の額の計算が必要となる。

減価の額の計算は、資産の取得時期にかかわらず、下記の算式で計算される。

$$\text{減価の額} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率} \times \text{非業務供用期間の年数}$$

※ 旧定額法償却率はその資産と同種の減価償却資産の耐用年数の1.5倍の年数(1年未満切捨)とし、また、非業務供用期間の年数は6月未満切捨、6月以上切上とする。

4 株式等 (A株式)

次の算式で譲渡損益を計算する。

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子})$$

問題20

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
【設問1】 譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	△ 200,000	I 総 合 (1) 譲渡損益 ① 総短 △400,000 ② 総長 200,000 (2) 内部通算 $200,000 - 400,000 = \triangle 200,000$ (総短)
(分 離 短 期) (分 離 長 期)	800,000 8,000,000	II 土地建物等 (1) 譲渡損益 ① 分短 800,000 ② 分長 8,000,000
(株 式 等)	246,000	III 株式等 246,000

【設問2】 譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	0	I 総 合 (1) 譲渡損益 ① 総短 △400,000 ② 総長 800,000 (2) 内部通算 $800,000 - 400,000 = 400,000$ (総長) (3) 特別控除 ※ $400,000 - 400,000 = 0$ ※ $400,000 < 500,000 \quad \therefore 400,000$
(分 離 長 期)	200,000	II 土地建物等 分長 200,000

【設問 3】 譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	500,000	I 総 合 (1) 譲渡損益 ① 総短 400,000 ② 総長 600,000 (2) 特別控除 $400,000 - 400,000 = 0$ (総短) $600,000 - (500,000 - 400,000) = 500,000$ (総長)
(分 離 短 期)	$\triangle 1,000,000$	II 土地建物等 (1) 譲渡損益 ① 分短 $\triangle 4,000,000$ ② 分長 3,000,000 (2) 内部通算 $3,000,000 - 4,000,000 = \triangle 1,000,000$ (分短)

【解答への道】

【設問 1】

総合短期について譲渡損があるため内部通算を行う。

総合短期の譲渡損は総合長期とのみ通算を行うため、他の土地建物等や株式等とは通算できない。

【設問 2】

総合短期について譲渡損があるため内部通算を行う。

総合短期の譲渡損は総合長期とのみ通算を行うため、他の土地建物等とは通算できない。なお、内部通算を行った結果、総合長期について譲渡益があるため、50万円特別控除を行う。

【設問 3】

分離短期について譲渡損があるため内部通算を行う。

分離短期の譲渡損は分離長期とのみ通算を行うため、他の総合とは通算できない。

なお、総合については譲渡益があるため50万円特別控除を行うが、短期⇨長期の順で控除する。

問題21

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
一 時 所 得	2,716,800	(1) 総収入金額 (合計 8,616,800) ① 競馬の馬券の払戻金 2,112,000 ② クイズの賞金 500,000 ③ 前納報奨金 4,800 ④ 生命保険契約に基づく満期一時金 6,000,000 (2) 支出した金額 (合計 5,400,000) ① 競馬の馬券の購入代金 200,000 ② 生命保険契約に基づく満期一時金 5,200,000 (3) 特別控除額 (1) - (2) $\geq$ 500,000 $\therefore$ 500,000 (4) (1) - (2) - (3) = 2,716,800

【解答への道】

一時所得の金額は、次の算式で計算する。

$$\text{総収入金額} - \text{支出した金額} - 50\text{万円特別控除額}$$

なお、一時所得の2分の1は課税標準の段階で行う。退職所得の金額と区別すること。

また、一時所得に該当するものは、通達に例示が列挙されているため、これらを暗記すること。

- 1 競馬の馬券の払戻金は一時所得として計算する。

この場合における支出した金額はレースごとに認識するため、Aレースの200,000円のみとなる。

- 2 クイズの賞金は、一時所得として計算する。

- 3 固定資産税の前納報奨金は住宅に係るものであるため、一時所得として計算する。

- 4 生命保険契約に基づく満期一時金は、一時所得として計算する。

なお、これに係る保険料を、支出した金額に計上する。

問題22

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
雑 所 得	1,534,900	1. 公的年金等 (1) 収入金額 2,000,000 (2) 公的年金等控除額 $2,000,000 \leq 3,300,000 \quad \therefore 1,200,000$ (3) $(1) - (2) = 800,000$ 2. その他の雑所得 (1) 総収入金額 (合計 1,044,900) ① 学校債の利子 196,000 ② 生保の年金 600,000 ③ 還付加算金 8,900 ④ 原稿料 240,000 (2) 必要経費 (合計 310,000) ① 生保の年金 200,000 ② 原稿料 110,000 (3) $(1) - (2) = 734,900$ 3. $1 + 2 = 1,534,900$

【解答への道】

雑所得の金額は、次のように区分され、それぞれ次のように計算を行う。

なお、雑所得に該当するものは、通達に例示が列挙されているため、これらを暗記すること。

- 1 公的年金等
収入金額－公的年金等控除額
- 2 その他の雑所得
総収入金額－必要経費

1 公的年金等

厚生年金保険法に基づく老齢年金については公的年金等として計算する。

なお、公的年金等控除額は参考資料で与えられるため、算出できるようにすること。

2 その他の雑所得

(1) 学校債の利子

源泉徴収されないため注意すること。

(2) 生命保険契約に基づく年金

年金ではあるが、公的年金等には該当しないため注意すること。

(3) 還付加算金

源泉徴収されないため注意すること。

(4) 原稿料

趣味で寄稿しているものであるため、雑所得に該当する。

問題23

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 利 子 所 得 | 16. 利 子 所 得 |
| 2. 給 与 所 得 | 17. 一 時 所 得 |
| 3. 譲 渡 所 得 | 18. 給 与 所 得 |
| 4. 事 業 所 得 | 19. 雑 所 得 |
| 5. 雑 所 得 | 20. 事 業 所 得 |
| 6. 一 時 所 得 | 21. 不 動 産 所 得 |
| 7. 利 子 所 得 | 22. 事 業 所 得 |
| 8. 山 林 所 得 | 23. 給 与 所 得 |
| 9. 給 与 所 得 | 24. 譲 渡 所 得 |
| 10. 事 業 所 得 | 25. 利 子 所 得 |
| 11. 不 動 産 所 得 | 26. 退 職 所 得 |
| 12. 配 当 所 得 | 27. 一 時 所 得 |
| 13. 退 職 所 得 | 28. 雑 所 得 |
| 14. 譲 渡 所 得 | |
| 15. 配 当 所 得 | |

【解答への道】

1. 山林の譲渡収入は、山林の保有期間が5年を超えている場合には、山林所得となり、5年以下の場合には、事業所得又は雑所得となる。(問題19)
2. 退職に伴い受ける功労金に係る所得は、退職に伴い一時に受ける給与として退職所得となる。(問題26)
3. 自社退職年金は、雑所得（公的年金等）として課税されるが、退職一時金は退職所得となる。(問題28)

問題24

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 事業所得又は雑所得 | 10. 譲 渡 所 得 |
| 2. 雑 所 得 | 11. 譲 渡 所 得 |
| 3. 利 子 所 得 | 12. 不 動 産 所 得 |
| 4. 譲 渡 所 得 | 13. 事業所得又は雑所得 |
| 5. 不 動 産 所 得 | 14. 雑 所 得 |
| 6. 利 子 所 得 | |
| 7. 譲 渡 所 得 | |
| 8. 雑 所 得 | |
| 9. 山 林 所 得 | |

【解答への道】

1. 総トン数20トン以上の船舶の貸付けに係る所得は不動産所得となるが、20トン未満の所得は事業所得又は雑所得となる。(問題1)
2. 従業員に係る社内預金の利子は利子所得となる。(問題3)
3. 山林所得となるのは、立木部分の譲渡であり、土地部分の譲渡は譲渡所得となる。(問題9、10)

問題25

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
利 子 所 得 (源 泉 分 離)	0 (160,000)	公社債投資信託の収益の分配 $128,000 + 32,000 = 160,000$ (源分)
不 動 産 所 得	1,150,000	(1) 総収入金額 1,750,000 (2) 必要経費 600,000 (3) (1) - (2) = 1,150,000
事 業 所 得	6,979,054	(1) 総収入金額 (合計 45,075,000) ① 売上高 42,395,000 ② 雑収入 $44,558,000 - 128,000 - 1,750,000 - 40,000,000$ $= 2,680,000$ (2) 必要経費 (合計 38,095,946) ① 売上原価 $2,500,000 + 28,000,000 - 3,300,000 = 27,200,000$ ② 営業費 $31,196,586 - 600,000 - 19,000,000 - 2,300,000$ $= 9,296,586$ ③ 減価償却費 (合計 1,599,360) イ 店 舗 $19,000,000 \times 0.9 \times 0.042 = 718,200$ ロ 車 両 $3,480,000 \times 0.167 = 581,160$ ハ 備 品 $1,500,000 \times 0.200 = 300,000$ (3) (1) - (2) = 6,979,054

給 与 所 得	1,990,000	(1) 収入金額 $1,750,000 + 150,000 + 700,000 + 500,000 = 3,100,000$ (2) 給与所得控除額 $(3,100,000 - 1,800,000) \times 30\% + 720,000 = 1,110,000$ (3) (1) - (2) = 1,990,000
退 職 所 得	7,800,000	(1) 収入金額 $25,000,000$ (2) 退職所得控除額 $8,000,000 + 700,000 \times \overset{\times}{(22\text{年} - 20\text{年})} = 9,400,000$ ※ 21年1カ月⇒22年（1年未満切上） (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 7,800,000$
山 林 所 得	18,200,000	(1) 総収入金額 $40,000,000$ (2) 必要経費 $19,000,000 + 2,300,000 = 21,300,000$ (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) (1) - (2) - (3) = 18,200,000
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	1,660,000	I 総 合 (1) 譲渡損益 総長（骨とう品） $3,500,000 - 1,340,000 = 2,160,000$ (2) 特別控除 $2,160,000 - 500,000 = 1,660,000 \text{（総長）}$
(分 離 長 期)	2,335,660	II 土地建物等 分長 イ 別荘 $4,500,000 - \overset{\times}{(5,724,340 + 225,000)} = \triangle 1,449,340$ ※ 20年×1.5=30年 $\therefore 0.034$ H18.6～H27.7⇒9年（6月未満切捨） $7,900,000 - 7,900,000 \times 0.9 \times 0.034 \times 9 \text{年}$ $= 5,724,340$

		ロ 別荘の敷地 $10,700,000 - (6,380,000 + 535,000) = 3,785,000$ ハイ + ロ = 2,335,660 (分長)
(株 式 等)	402,200	III 株式等 (A株式) $2,350,000 - (1,895,300 + 52,500) = 402,200$
一 時 所 得	460,000	(1) 総収入金額 960,000 (2) 支出した金額 0 (3) 特別控除額 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 460,000$
雑 所 得	40,900	(1) 総収入金額 (合計 40,900) ① 友人に対する貸付金の利子 38,000 ② 還付加算金 2,900 (2) 必要経費 0 (3) $(1) - (2) = 40,900$

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
総 所 得 金 額	11,219,954	$1,150,000 + 6,979,054 + 1,990,000 + (1,660,000 + 460,000) \times \frac{1}{2} + 40,900 = 11,219,954$
長 期 譲 渡 所 得 の 金 額	2,335,660	
株式等に係る譲 渡所得等の金額	402,200	
山 林 所 得 金 額	18,200,000	
退 職 所 得 金 額	7,800,000	
合 計	39,957,814	

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額	8,564,000	$11,219,954 - 2,655,000 = 8,564,000$ 〔千円未満切捨〕
課税長期譲渡所得金額	2,335,000	
株式等に係る課税譲渡所得等の金額	402,000	
課税山林所得金額	18,200,000	
課税退職所得金額	7,800,000	

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義	使用ページ
年内上級講義	2-1～2-2

テーマ2 各種所得

2-1

各種所得の意義及び所得の金額

〔ランクB〕

/	/	/	/	/
---	---	---	---	---

I 利子所得（法23）

重要度○

- (1) 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配（以下「利子等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。

II 配当所得（法24）

重要度◎

- (1) 配当所得とは、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（以下「配当等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額から配当所得を生ずべき元本を取得するための負債の利子の額を控除した金額とする。

III 不動産所得（法26）

重要度○

- (1) 不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け（地上権の設定等を含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

IV 事業所得（法27）

重要度○

- (1) 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で一定のものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

V 給与所得（法28）

重要度◎

- (1) 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

VI 退職所得（法30）

重要度◎

- (1) 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とする。
但し、特定役員退職手当等は、2分の1しない金額とする。

VII 山林所得（法32）

重要度○

- (1) 山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう。
但し、山林をその取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、事業所得又は雑所得とする。
- (2) 山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。

VIII 譲渡所得（法33）

重要度○

- (1) 譲渡所得とは、資産の譲渡による所得（棚卸資産等の譲渡及び山林の伐採又は譲渡による所得を除く。）をいう。
- (2) 譲渡所得の金額は、その年中の譲渡所得に係る総収入金額から取得費及び譲渡費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。

テーマ2 各種所得

IX 一時所得（法34）

重要度○

- (1) 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。
- (2) 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。

X 雑所得（法35）

重要度○

- (1) 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
- (2) 雑所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - ① その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 - ② その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額



参 考

各種所得の金額（課税標準等を含む）の計算の意味

1. 利子所得

利子収入を得るために特に必要な経費はないため、収入金額から控除する概念はない。

2. 配当所得

株式の値上り等を期待して借入金をもって株式を取得することが考えられるため、元本を取得するための借入金の利子は控除できる。

3. 給与所得

給与収入を得るためにも必要経費はあるが、その実額を把握することは困難である等の理由から、概算経費としての給与所得控除額を控除する。

4. 退職所得

永年の勤務の成果が一時に実現したものであること及び老後の生活保障等の観点から、税負担の緩和を図るため、次のような取扱いがある。

- ① 勤続年数に応ずる退職所得控除額（一種の特別控除）
- ② 各種所得の金額の計算上2分の1する
- ③ 別課税標準で分離課税（税負担の緩和）

5. 山林所得

永年の育成の成果が一時に実現したものであることによる税負担の緩和を図るため、次のような取扱いがある。

- ① 50万円の特別控除
- ② 別課税標準で分離課税（5分5乗方式による税負担の緩和）

6. 譲渡所得

譲渡課税の本質は保有期間中の値上益についての課税をしようとするものであるため、総収入金額からは取得費と譲渡費用のみ控除する。

また、非経常所得であり、税負担の緩和を図るため、次のような取扱いがある。

- ① 50万円の特別控除
- ② 長期保有の場合は、2分の1して総合課税

7. 一時所得

支出した金額については収入金額との因果関係が薄いため、収入金額に直接対応するものに限定されている。

なお、非経常所得であり、税負担の緩和を図るため、次のような取扱いがある。

- ① 50万円の特別控除
- ② 2分の1して総合課税

8. 雑所得（公的年金等）

年金生活者に対する配慮等から公的年金等控除額を控除して所得の金額を計算する。

※ 不動産所得、事業所得及び公的年金等以外の雑所得は、所得計算等に特別な仕組みはない。

テーマ2 各種所得

2-2 配 当 所 得

〔ランクB〕

/	/	/	/	/
---	---	---	---	---

I 意 義 (法24①、25)

重要度◎

- (1) 配当所得とは、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（以下「配当等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 解散、合併等による交付金銭等の額のうち一定の金額は、剰余金の配当等とみなす。

II 非課税とされるもの (法9①十一、措法37の14)

重要度○

次の配当等に係る所得は、所得税を課さない。

- (1) オープン型証券投資信託の収益の分配のうち元本払戻金（特別分配金）
- (2) 非課税口座内少額上場株式等の配当等

III 配当所得の金額 (法24、36)

重要度◎

- (1) 配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額から配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うもののうち元本所有期間に対応する部分の金額を控除した金額とする。
- (2) その年分の配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。
但し、無記名株式等の配当等は、その年において支払を受けた金額とする。

IV 課税方法

重要度◎

1 総合課税 (法22、89)

配当所得の金額は、原則として、他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

2 源泉分離課税 (措法8の2)

私募公社債等運用投資信託の収益の分配等は、源泉徴収税額だけで課税関係が完結する。

テーマ2 各種所得

3 申告分離課税（措法8の4）

次の配当等は、申告を要件に、他の所得と区分し、上場株式等に係る課税配当所得の金額の15%の税率により所得税が課税される。

- (1) 上場株式等の配当等（持分割合が3%以上のものを除く。）
- (2) 公募証券投資信託の収益の分配
- (3) 特定投資法人の投資口の配当等

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

4 申告不要（措法8の5）

次の配当等は、確定申告しないことができる。

この場合には、源泉徴収税額だけで課税関係が完結する。

- (1) 上記3の配当等
- (2) 上記2及び3以外の配当等で、1回の支払金額が、10万円（計算期間が1年でないときは、月数であん分した金額）以下であるもの

V 源泉徴収（法181、182、措法9の3）

重要度○

居住者が国内において配当等の支払を受ける場合には、その支払を受ける際、その配当等の額の20%（上記IV2及び3の配当等は15%）の税率による所得税額が源泉徴収される。

VI 配当控除（法92、措法9）

重要度○

居住者が内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は一定の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得で総合課税されるものについては、原則として配当所得の金額の10%相当額を配当控除として所得税額から控除する。

VII 復興特別所得税（復財法12、13、17、28）

重要度○

- (1) 源泉徴収税額には、所得税額の2.1%の復興特別所得税額が含まれる。
- (2) 所得税の確定申告書を提出する者は、基準所得税額（外国税額控除前の所得税額）の2.1%の復興特別所得税が課税され、(1)の源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

なお、源泉分離課税又は申告不要とされるものは、復興特別所得税額を含めた源泉徴収税額だけで、課税関係は完結する。